

宝塚市パークマネジメント計画（骨子案）

目次

1.	計画の基本的な考え方	2
1)	策定の趣旨	2
2)	計画の位置付け	3
3)	計画の対象とする公園・緑地	7
2.	公園等の整備・管理等における現状と課題	8
1)	公園等の整備・管理等の現状	8
2)	公園等の整備・管理等の課題	17
3.	基本目標、基本方針	19
1)	基本目標	19
2)	基本方針	20
4.	実施施策	22
施策 1	公園区計画の作成と推進	23
施策 2	多様な利活用ニーズを踏まえた柔軟な利活用の推進	24
施策 3	多様な主体との連携を通じた維持管理の推進	25
施策 4	既存の公園等の機能の見直し・リニューアルの実施	26
施策 5	地域に必要な公園等の整備・確保の推進	28
施策 6	都市計画公園・緑地の見直しと対応	29
施策 7	開発提供公園のあり方を見直し	30
施策 8	民間活力を活用した公園等の活性化の推進	31
5.	重点プロジェクト	32
	重点プロジェクト 公園区計画の作成と推進	32
6.	計画の推進方法	34
1)	協働による公園づくりの体制	34
2)	ローリングによる計画の推進	35
資料編		36
1)	上位関連計画等の整理	36
2)	公園等の整備・管理及び利用に係る市民意向	44

1. 計画の基本的な考え方

1) 策定の趣旨

宝塚市（以下、「本市」とします。）の公園・緑地は、整備してから長期間経過した都市公園、子ども遊園（以下、「公園等」とします。）が多く、これまでは地元の公園アドプト団体等との協働などにより、維持管理に努めてきました。しかし、公園等を取り巻く社会環境が変化し、公園等に対する市民ニーズも多様化してきており、単に維持管理するだけではなく、公園を交流の場、にぎわいの場としてとらえ、より積極的に活用していく必要があります。また、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行などを踏まえ、本市においてもこども達や子育て世代、高齢者などが安心して利用できる公園等の再整備が課題になっています。

本市のまちづくりは、「市民が主体となり、こどもから大人まであらゆる世代がまちづくりに関わり、やりたいことができる環境の創出や、まちを若返らせ多くの市民がつながりを持てるようになる」ことをめざす、市民協働のまちづくりを基本姿勢とします。

この市民協働のまちづくりの方針を踏まえながら、上記の課題に対応するため、こどもからお年寄りまで幅広い世代の多様な市民ニーズ（注 1）に即した公園等の再整備、多様な民間活力の導入や民間のアイディアによる公園等のにぎわいづくりや運営、また、市民や団体等との協働による公園等の積極的な利活用や維持管理などについて、必要な体制づくりや仕組みについて検討を行う必要があります。

宝塚市パークマネジメント計画（以下、「本計画」とします。）では、今後の本市の公園等の整備・管理・運営のあり方、その実現のため市民と本市がともに取り組むが地域主体の公園づくり、多様な主体との連携・協働の進め方などについて定めるものとします。

特に、地域主体の公園づくりでは、長年にわたり本市が取り組んできた市民と行政の協働によるまちづくりの方針に則り、地域のコミュニティ組織として中心的な役割を担う「まちづくり協議会」を軸とする地域と本市によって、公園区（注 2）単位での地域の公園等の整備・管理・運営の目標像を定める「公園区計画」を作成し、本市ではその計画を踏まえ地域の公園等の整備・管理・運営等に取り組むものとします。

注 1：宝塚市子ども条例を制定し、宝塚市総合計画、宝塚市次世代育成支援行動計画たからっ子『育み』プラン」において、社会全体でこどもを育む環境整備を重要な政策の一つに位置づけています。本計画では、これら上位関連計画等の位置づけを踏まえながら、幅広い世代の多様な市民ニーズへの対応に努めます。

注 2：公園区とは、まちづくり協議会の範囲であり、その多くは小学校区の範囲と対応しています。また、地域ごとのまちづくり計画等を通じ、地域コミュニティと密接な関係がある計画の地理的単位として位置づけられています。

2) 計画の位置付け

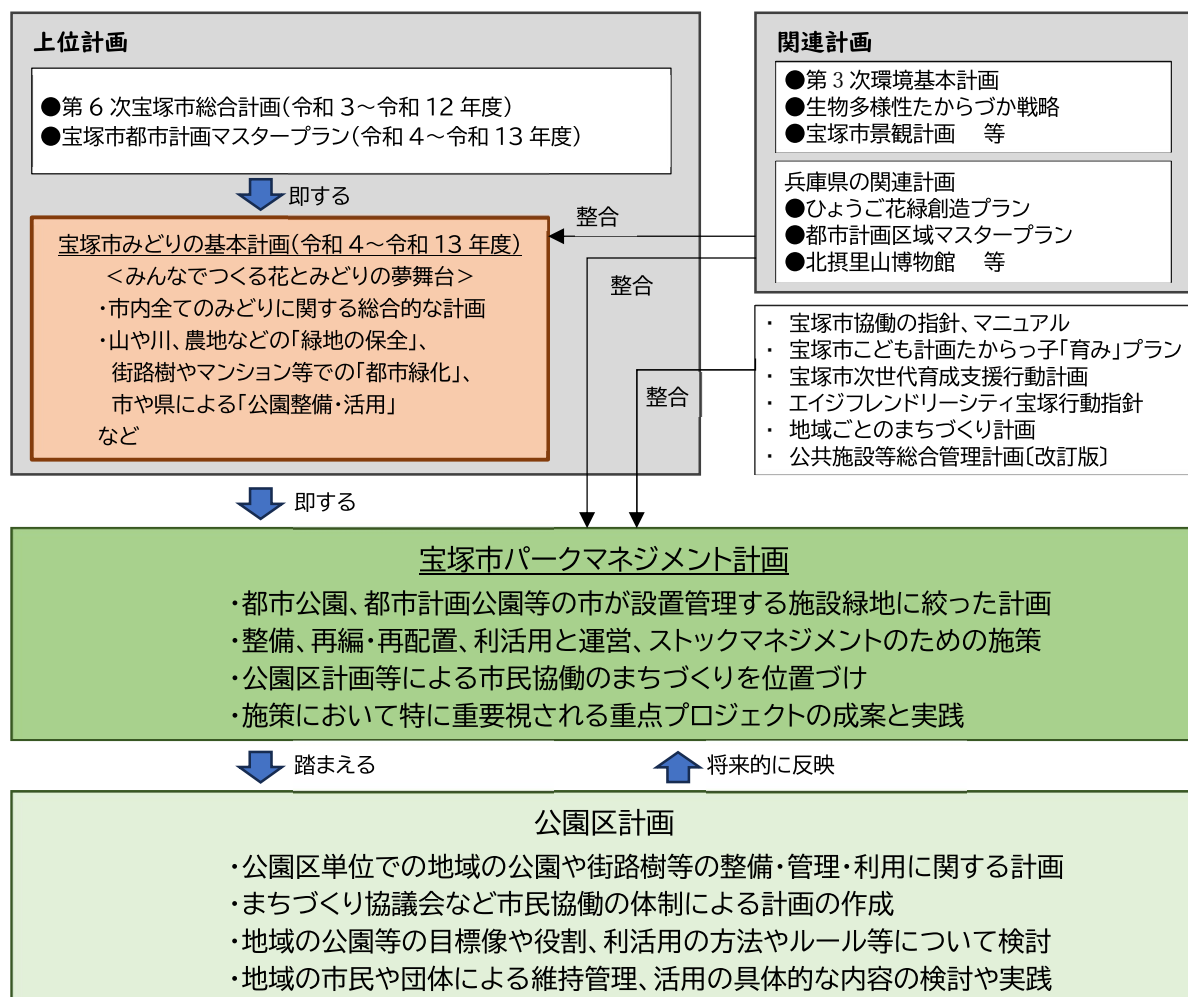
(1) 計画の位置づけ

本計画は、『宝塚市総合計画』や『宝塚市みどりの基本計画』などの上位計画に即しながら、関連計画と整合したものとなります。

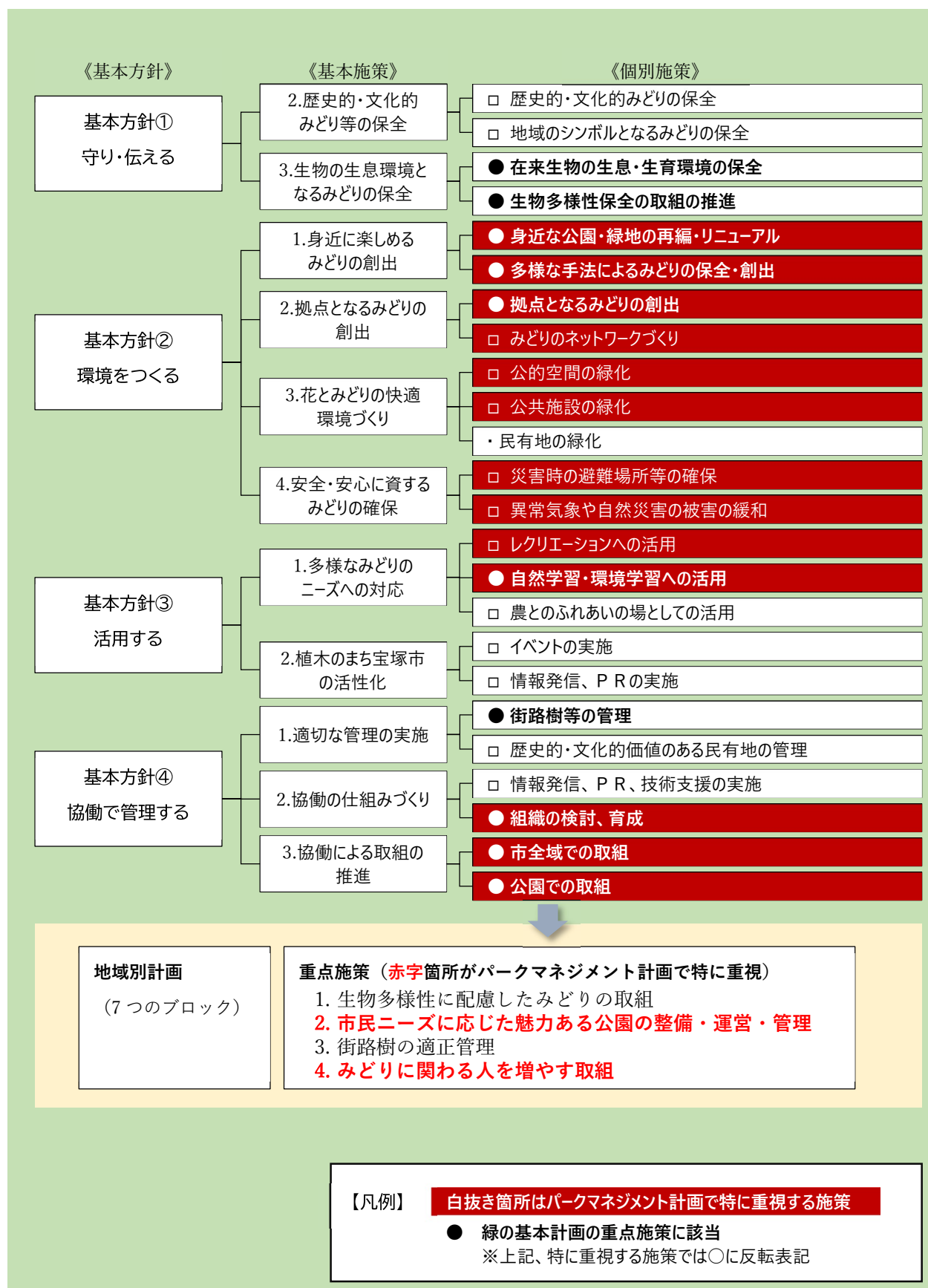
その中でも、特に本計画において実現をめざすのは、『宝塚市みどりの基本計画』の対象とする「みどり」のうち、都市公園や都市計画公園等の本市が設置管理する施設緑地を対象を絞り、整備や再配置、利活用と運営、ストックマネジメント等に係る目標や施策とします。

公園等の整備・再編、利活用等の推進にあたっては、市民協働の取組として具体的な市民意見の反映を行う「公園区計画」を通じ、地域の公園や街路樹等のあり方の検討を行うものとなります。公園区計画の作成を通じ検討が行われた地域の公園等のあり方は、本計画の内容を見直す際に反映するものとなります。

※上位計画の概要については4頁をご参照ください。



本計画の位置づけ



※みどりの基本計画のうちパークマネジメント計画の内容に関する箇所を抜粋

パークマネジメント計画において実現をめざす宝塚すみどりの基本計画の施策

(2) 上位計画におけるまちづくり等の目標

本計画の上位計画におけるまちづくり、公園等の整備や管理等の目標や方向性を整理すると下記ようになります。本計画では、これらの目標設定に即した検討を行うものとします。

- 第6次宝塚市総合計画において、市民が主体となり、子どもから大人まであらゆる世代がまちづくりに関わり、やりたいことができる環境の創出や、まちを若返らせ多くの市民がつながりを持てるようになることを目指すという、「市民協働のまちづくりの基本姿勢」を定め、その実現のためのめざすまちの姿などが整理されています。
- 宝塚市都市計画マスタープランにおいて、総合計画を踏まえ「多様なライフスタイルが実現できる都市づくり」、「住まいとしての魅力が感じられる都市づくり」、「多様な主体の協働による都市づくり」等のまちづくりの方向性を示し、計画分野ごとの方針が整理されています。
- 公園緑地については、公園施設の計画的な更新や既存ストックの有効活用による機能向上、公園の配置や地域のニーズに応じた公園の整備・再整備を推進する本計画の作成が定められています。
- 宝塚市みどりの基本計画（改定版）においては、総合計画等の上位計画を踏まえ「みんなでつくる 花と緑の夢舞台」という基本理念のもと、5つの「みどりの将来像」（※次項）を定め、その実現に向けた基本施策、重点施策、地域別計画を設定しています。

●まちづくりに関する目標

総合計画

市民が主体となりあらゆる世代がまちづくりに関わり、やりたいことができる環境の創出や、まちを若返らせ多くの市民がつながりを持てるようになる。

都市計画マスタープラン

「多様なライフスタイルが実現できる都市づくり」、「住まいとしての魅力が感じられる都市づくり」、「多様な主体の協働による都市づくり」等の方向性によるまちづくりを進める。

●公園緑地等の目標

総合計画

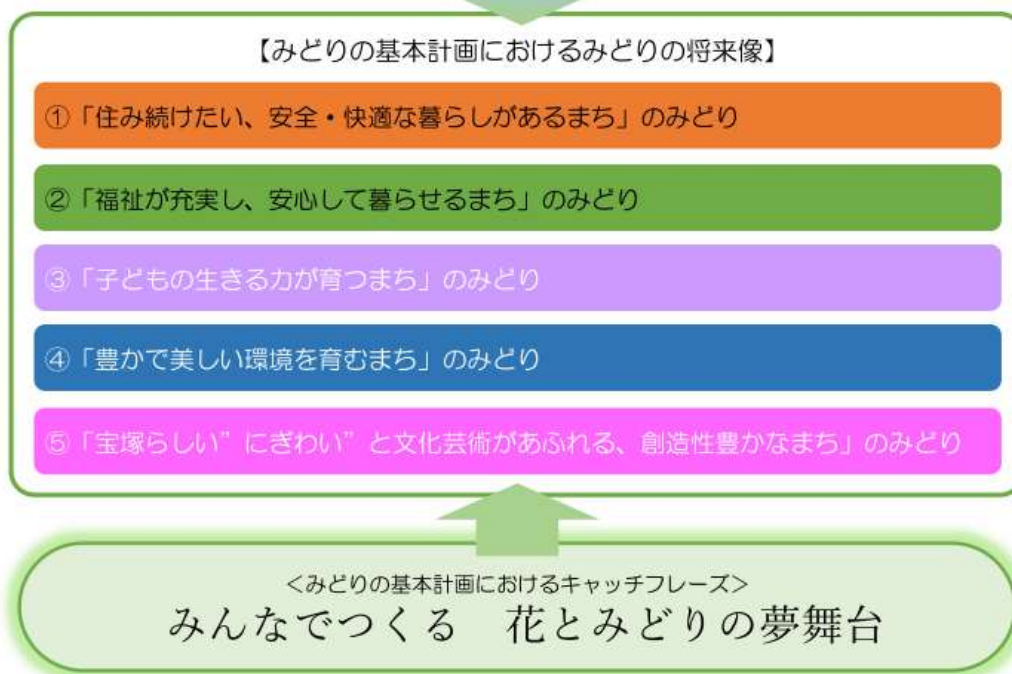
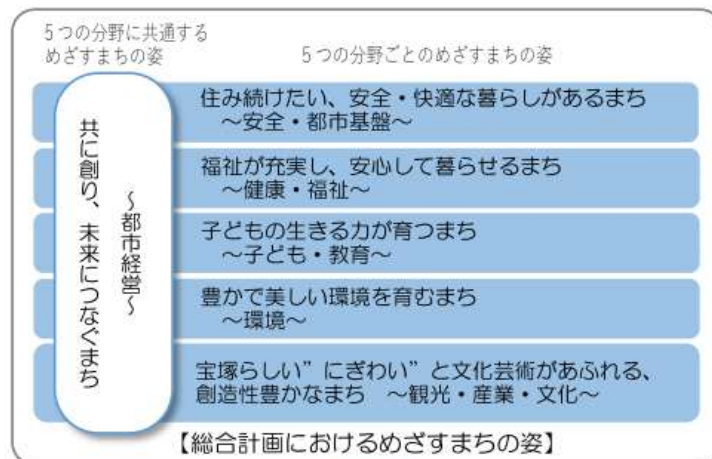
「まちを彩り、ゆとりを与える」という果たすべき役割が位置づけられ、「地域ニーズに合った活動の場」としての機能を発揮する。

都市計画マスタープラン

住民ニーズや地域環境の変化などを踏まえた公園施設の計画的な更新や既存ストックの有効活用による機能向上のほか、本計画について「公園の配置や地域のニーズに応じた公園の再編・再整備を推進する」という役割を果たす。

みどりの基本計画

上位計画に対応した「みどりの将来像」を定め、「住みたくなるみどりの環境づくりを進める」等の基本施策、「市民ニーズに応じた魅力ある公園の整備・運営・管理」等の重点施策を通じ、宝塚らしいみどりあふれるまちづくりを進める。



第6次宝塚市総合計画と宝塚すみどりの基本計画のつながり

3) 計画の対象とする公園・緑地

①対象とする公園等施設

本計画の対象とする公園等の施設は、主に、都市公園、子ども遊園の公園等とします。ただし、公園等と一部機能が共通する街路樹についても、都市の公共空間における身近なみどりとして、本計画における検討の対象とします。

都市公園と子ども遊園の位置づけ

都市公園	都市公園法にもとづき整備された公園や緑地（※）。
子ども遊園	こども達の健全な育成を目的に使用されている広場などで、都市公園ではありませんが、都市公園と区別なく利用されています。

※整備が行われ、市民利用があるものの条例に告示されていない、未告示の公園も含まれます

②公園等の効果

都市におけるみどりのオープンスペースである公園等は、公園等が存在することによる効果、公園等を利用することにより得られる効果、公園等に関する取組を通して生まれる効果などの発揮を通じ、市民生活を支える重要な環境インフラです。

本計画では、こうした公園等のもつ多様な効果を最大限に発揮させ、都市の魅力や活力の向上、自然環境の保全・改善等に貢献する公園づくりに取り組むものとします。

公園等がもつ効果

存在効果	公園等が存在することによる効果 ◆ ヒートアイランド現象の緩和や大気浄化などに寄与 ◆ みどり豊かな都市景観を形成し、宝塚市らしさを演出 ◆ 生物の生息・生育の場として生態系を保全 ◆ 水源涵養による水質浄化や豊かな自然環境による安らぎの提供 ◆ 土砂災害の緩和及び避難地や避難路として都市防災機能を向上
利用効果	公園等を活用することによる効果 ◆ こどもが遊びや学び、自然を体験 ◆ 健康づくりやレクリエーションにより得られる心身の健康の維持 ◆ スポーツや運動等の技術の習得と向上及び体力増進 ◆ 地域のコミュニティ活動の場として社会性の増進 ◆ 防災訓練の場としての活用により防災意識が向上
媒体効果	公園等に関する取組を通して生まれる効果 ◆ みどりのイベントを協働で取り組むことによる地域コミュニティの醸成促進 ◆ 協働でのみどりのまちづくりにより、にぎわい創出、施設集客向上、観光振興も波及 ◆ 地域をみどりで美しく彩る取組が、やりがいや仲間づくりに寄与 ◆ 協働での緑化活動などにより、身近な交流が生まれ、安全なまちづくりに寄与 ◆ 遊びや環境教育、体験学習を通じたこどもの健全育成に寄与

2. 公園等の整備・管理等における現状と課題

1) 公園等の整備・管理等の現状

(1) 公園等の整備状況

①公園等の箇所数と整備経過

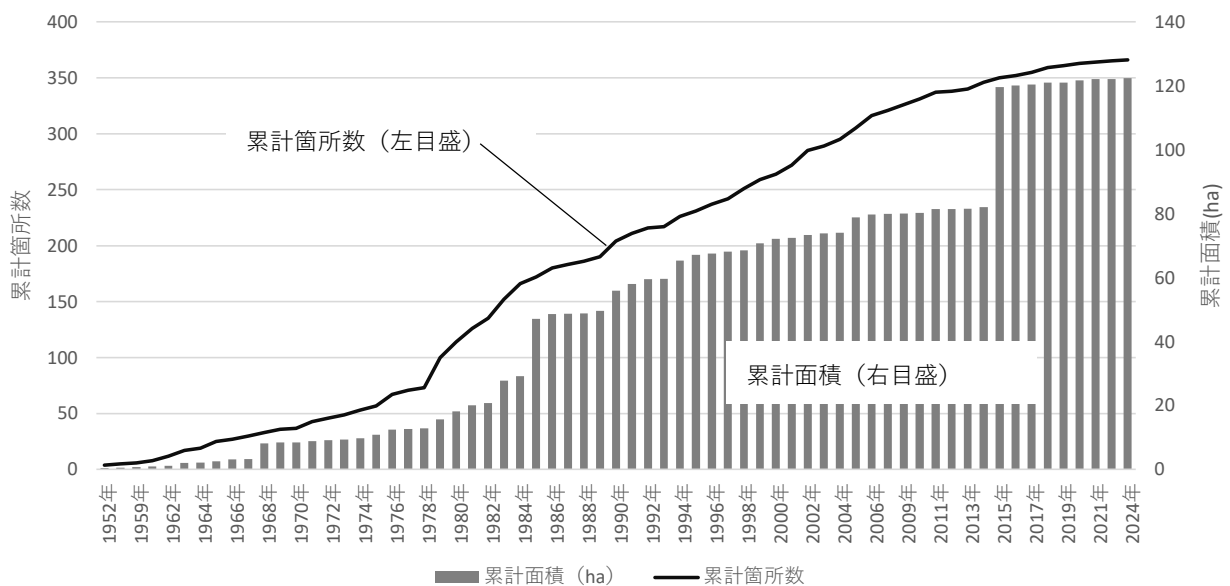
本市には、現在、本計画の対象とする都市公園、子ども遊園は合計 336 箇所あります（令和 5 年度末現在）。

その整備経過では、本市の人口増加に対応し、1970 年代後半から 1980 年代後半にかけての期間に多くの公園等が整備されています。その後も、都市開発に伴い継続的に公園等の整備は進められ、過去 10 年間では平均して毎年 2 箇所、3,000 m²ほどの公園等が新たに設置されています。

こうした整備経過を受け、2024 年現在、整備後 30 年以上が経過した公園等の箇所数は全体の 6 割以上を占めるなど、公園施設や植栽の老朽化等が進んできています。

公園等の箇所数

種類	箇所数
都市公園	336
子ども遊園	30
合 計	366



公園等の整備箇所数・面積の推移

②公園等の面積規模と市民一人当たり公園等面積

本市の公園等は、民間事業者の開発行為に伴い整備された箇所が少なくなく、そうした開発行為の面積規模が反映され、1,000 ㎡未満の小規模な公園等が 6 割以上を占めていることに特徴があります。

公園等の総面積は 1,332,780.8 ㎡あり、それを国勢調査結果による本市人口 228,308 人で除した、市民一人当たり公園等面積は、5.83 ㎡/人となります。また、都市公園のみの場合の市民一人当たり公園面積は 5.72 ㎡/人です。市の条例で定める市民一人当たり公園面積の目標は、市域全体で 10 ㎡/人としていて、目標に達していない状況です。

面積規模別の箇所数

面積規模区分	箇所数			構成割合		
	都市公園	こども遊園	合計	都市公園	こども遊園	合計
500 ㎡未満	155	15	170	46.1%	50.0%	46.4%
500-1,000 ㎡	61	8	69	18.2%	26.7%	18.9%
1,000-2,500 ㎡	70	6	76	20.8%	20.0%	20.8%
2,500-5,000 ㎡	25		25	7.4%	0.0%	6.8%
5,000-10,000 ㎡	8	1	9	2.4%	3.3%	2.5%
10,000 ㎡以上	17		17	5.1%	0.0%	4.6%
合計	336	30	366	100.0%	100.0%	100.0%

市民一人当たり公園等面積

	合計面積 (㎡)	人口 (人) ※	一人当たり面積(㎡/人)
都市公園及び子ども遊園	1,332,780.8	228,308	5.83
うち都市公園のみ	1,307,573.0		5.72

※宝塚市住民基本台帳（2024 年）

③公園等の配置状況

公園等の配置状況は、公園等の標準的な利用範囲を意味する「誘致圏」が、市域のどの程度の範囲をカバーしているか全体面積に対する誘致圏内面積の割合（誘致圏カバー率）という指標を用いることで示すことができます。市域全体では誘致圏カバー率は 33.7%となりますが、市街化区域に限ると誘致圏カバー率は 88.2%となり、市街地の 9 割近い範囲が誘致圏でカバーされていることが示されます。（※誘致圏の分布は「誘致圏の分布状況」（11 ページ）を参照）

誘致圏のカバー状況

	全体面積 (ha)	誘致圏内		誘致圏外	
		面積(ha)	割合	面積(ha)	割合
市域全体	10,189	3,431	33.7%	6,758	66.3%
うち市街化区域	2,605	2,297	88.2%	308	11.8%
うち市街化調整区域	7,584	1,134	15.0%	6,450	85.0%

④都市計画公園・緑地の整備状況

本市では、都市計画決定されている公園緑地のうち、16 公園緑地 317.6ha が未整備（部分開設含む）となっていて、いずれも計画決定後 50 年以上経過しています。そうした未整備箇所は、民有地など非公有地であるところが多くを占めており、土地所有者に対し長期にわたる権利制限を課している状態となっています。

計画決定後の時間経過において、本市全体としては公園緑地の整備が進展した一方、人口減少、少子高齢化の傾向がみられ、そうした傾向は今後も続くことが見込まれます。そのため、公園緑地に対する需要の縮小が見込まれる一方、税収が減少する可能性があり、未整備箇所の中には、整備の必要性、実現性が低下していくところがあると考えられます。

見直し対象の都市計画公園・緑地の箇所数・面積

状況	箇所数	計画決定面積(ha)	開設面積(ha)	未整備面積(ha)
一部未整備	9	344.1	37.3	306.8
全面未整備	7	10.8	0	10.8
総計	16	354.9	37.3	317.6

⑤開発行為に伴う都市公園の整備状況

本市には、民間の宅地開発等の事業に伴う帰属を受けた都市公園（以下、「提供公園」とします。）が現在 236 箇所存在し、近年も設置が相次いでいます。本市における開発規模は小規模なものが多く、提供公園の面積は一般にその開発規模に比例しています。そのため、提供公園の約半数が公園面積 500 m²未満であり、500 m²以上 1,000 m²未満の公園を加えると全体の約 7 割が 1,000 m²未満の公園で構成されています。また、その大半が供用開始後、30 年以上経過するなど、近い将来、公園施設の老朽化の進行が見込まれます。

提供公園は、面積が限られていることから、遊具等の施設数が少なく、広場も狭い傾向があります。そのため、複数の遊具が設置されている場合は、安全領域の確保に支障がある箇所も少なくありません。

一方、こうした提供公園についても、維持管理負担はほかの公園と同様にかかっており、公園等の維持管理費予算が頭打ちする中、整備箇所の増加に伴う維持管理負担の増大は続いていて、今後も適正な維持管理を継続するうえで重要な留意事項となっています。

⑥公園区ごとの整備状況

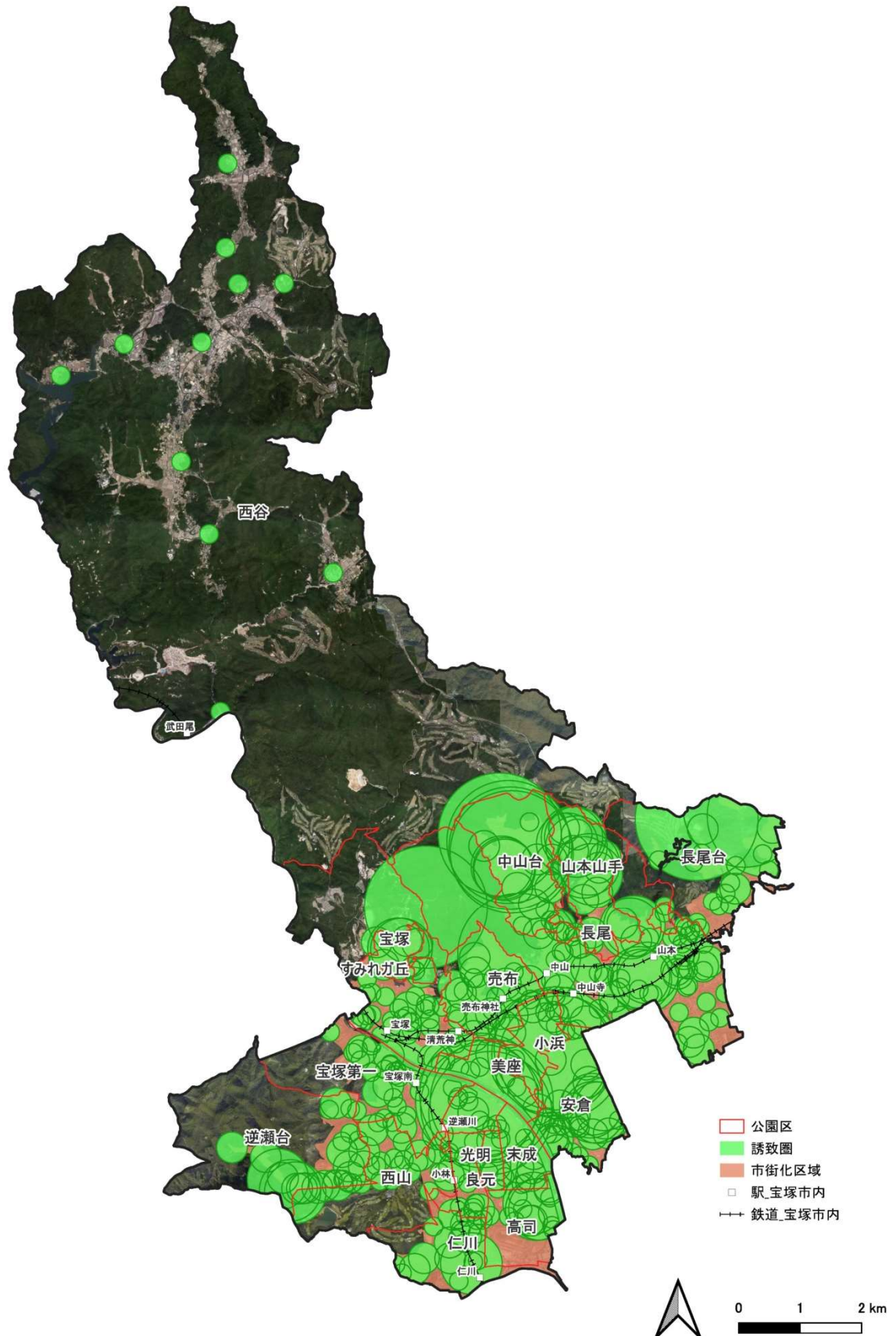
公園等の整備状況は、本市の都市開発の経過や土地利用状況、人口密度を反映し、公園区ごとなど地域により差異があります。各公園区に居住する人口一人当たり面積は、良元公園区、小浜公園区のように比較的少ない地域もあれば、長尾台地区や末広地区のように多い地域もあります。また、地域により高齢化が進行している地区や依然として子育て世帯の多い地区もあるなど、地域の社会的な状況も異なっていて、こうした地域の実情に応じ、公園等の今後のあり方を検討することが重要です。

公園区ごとの整備状況

番号	公園区名	世帯数※	人口※	公園等箇所数	公園等合計面積(m ²)	人口一人当り 面積(m ² /人)
1	仁川	6,743	14,065	19	25,012	1.77
2	高司	3,021	6,118	14	52,299	8.54
3	良元	4,481	8,351	10	6,753	0.80
4	光明	2,220	4,435	5	6,448	1.45
5	未成	3,917	7,781	12	57,766	7.42
6	西山	4,823	10,886	19	12,051	1.10
7	未広	3,081	6,315	11	64,248	10.17
8	宝塚第一	9,618	21,072	31	23,935	1.13
9	逆瀬台	4,119	7,968	22	50,499	6.33
10	すみれガ丘	3,331	7,471	8	38,600	5.16
11	宝塚	8,591	17,561	32	26,949	1.53
12	売布	6,231	13,511	25	31,701	2.34
13	小浜	4,189	8,398	10	5,857	0.69
14	美座	3,619	7,433	12	68,727	9.24
15	安倉	7,011	14,445	26	75,455	5.22
16	長尾	16,982	38,646	58	230,476	5.96
17	中山台	6,099	12,762	17	77,272	6.05
18	山本山手	3,717	10,101	16	89,419	8.85
19	長尾台	4,197	8,862	15	383,851	43.31
20	西谷	1,047	2,127	11	5,462	2.56
	宝塚市全体	107,037	228,308	373	1,332,781	5.83

※世帯数、人口は宝塚市住民基本台帳（2024 年）による。

誘致圏の分布状況



(2) 公園等の管理状況

①公園等の管理状況

公園等の管理として、清掃や除草、樹木剪定、遊具等施設の点検・補修等の維持管理を実施しています。そのうち、一部については、次項で示す市民協働の取組として、地域の方々が参加し、地元の公園等の自ら管理する取組が行われています。

近年、開発行為に伴う公園等の老朽化等に伴う施設の補修・更新に要する経費が増加する傾向にあり、本市の厳しい財政状況を背景に、公園等の管理水準の維持・向上と効率的・効果的な管理を両立させる重要性が高まっています。

②市民協働による公園等の管理

公園アドプト団体や緑化団体など公園等における市民協働の管理の取組は、近年も新規に参加される団体があり、現在、登録団体数は公園アドプト団体が42、緑化団体が119となっています。

一方、各団体に参加されている市民において高齢化が進むなどして、登録を取り下げる団体も出てきています。アドプト団体等を対象に毎年実施しているアンケートでも、活動人数の減少、平均年齢の上昇と、それらに伴う「人手の不足」や「後継者がいない」等の認識が示されていて、市民協働による公園等の管理の取組は、活動の継続や活性化等の課題を抱えています。

公園等の市民協働による管理状況

	公園アドプト団体			緑化団体		
	新規参加	取り下げ	登録団体数 (期末)	新規参加	取り下げ	登録団体数 (期末)
2014 年度			27	2	1	110
2015 年度	1	1	27	6	6	110
2016 年度	2		29	5		115
2017 年度	6		35	5	4	116
2018 年度	1	1	35		3	113
2019 年度	4		39		1	112
2020 年度	5	1	43	2	1	113
2021 年度		2	41	4	2	115
2022 年度	1	1	41	4	3	116
2023 年度	1		42	4	1	119

アドプト団体対象の定期アンケート結果（2017 年度 2023 年度の結果比較）

注：表中の青色着色部は取組の課題に関連する回答結果であることを示す。

調査年次	選択肢	2017 年度 (回答割合)	2023 年度 (回答割合)	回答割合の 年度間変化
回答団体数	—	25	35	
問 1) 活動回数	月 3 回以上	36.0%	27.0%	↘ (低下)
	月 2 回程度	16.0%	38.2%	↗ (増加)
	月 1 回程度	48.0%	35.3%	↘ (低下)
問 2) 活動人数	概ね変動はない	70.8%	52.9%	↘ (低下)
	増えた	8.3%	5.9%	↘ (低下)
	減った	20.8%	41.2%	↗ (増加)
問 3) 平均年齢	6 0 歳未満	8.7%	5.9%	↘ (低下)
	6 0 ～ 6 4 歳	4.3%	0.0%	↘ (低下)
	6 5 ～ 6 9 歳	17.4%	14.7%	↘ (低下)
	7 0 ～ 7 4 歳	31.0%	32.4%	↗ (増加)
	7 5 ～ 7 9 歳	34.8%	35.3%	↗ (増加)
	8 0 歳以上	4.3%	11.8%	↗ (増加)
問 4) 活動内容 (※複数回答可)	地域の景観づくり	80.0%	97.1%	↗ (増加)
	コミュニティー活動として	76.0%	70.6%	↘ (低下)
	健康づくり	24.0%	38.2%	↗ (増加)
	こどもたちの遊び場づくり	60.0%	50.0%	↘ (低下)
	植栽育成や花壇づくり	56.0%	58.8%	↗ (増加)
	その他	28.0%	2.9%	—
問 5) 困っていること (※複数回答可)	人手の不足	41.7%	61.8%	↗ (増加)
	後継者がいない	54.2%	73.5%	↗ (増加)
	機材の不足	16.7%	8.8%	↘ (低下)
	費用が足りない、又は少ない	20.8%	11.8%	↘ (低下)
	公園設備が十分でない	20.8%	17.6%	↘ (低下)
	その他	12.5%	8.8%	—

(3) 公園等の整備・管理及び利用に関する市民意向

公園等の整備・管理状況及び利用状況に関する市民意向について確認するため、15 歳以上の市民、こども及び保護者、公園利活用の担い手となることが期待される地域団体等を対象としたアンケート調査を実施しました。

以下では、把握した市民意向のうち、パークマネジメント計画の検討内容と特に関わりの強い項目を対象に、調査結果の概要を整理しています。

※市民意向を確認するアンケート調査の実施概要については 43 ページをご参照ください。

①公園等の利用状況

こどもや子育て層の市民の過半数は、週に 1 回以上の比較的高い頻度で公園を利用されていますが、それ以外の市民は、公園を使用しないという人も少なくなく、公園利用頻度は少ない状況です。

②公園等の整備に関する市民意向

1.一般的な公園等の整備に関する市民意向

施設の整備状況に関する評価では、「満足」または「どちらかといえば満足」という肯定的な評価をもっている市民が比較的多いのは、樹木や草花、ベンチや東屋などの休憩所、幼児が遊べる小さな遊具の整備状況についてです。一方、そうした肯定的な評価をもっている市民が比較的小さいのは、水遊び場やトイレ、ジョギングコースや健康器具、防災倉庫など災害時に役立つ施設についてで、お近くの公園に整備・設置されていないという意見も少なくありません。

なお、こどもならびに子育て層の市民からの意向では、望ましい公園像としては「様々な遊具のある公園」、「ボール遊びができる公園」が、望ましい施設としては「アスレチック遊具」、「グラウンド」のほか、「トイレ」などが示されています。

2.公園の特徴づけなどのあり方

どこも同じような整備内容にするのではなく、地域ニーズや公園の特性に応じ特色ある公園づくりを行うという考え方があります。公園の整備方法について、「公園ごとに特徴づけを行う方がよい」という意見が多く、約 57%の市民が回答しています。

3.狭小公園の整備等に関する市民意向

ベンチやスプリング遊具しかないような小規模な公園を「狭小公園」と呼ぶことができます。そうした狭小公園について、7 割近い市民は利用していないほか、ほかの一般的な公園等の利用頻度と比較し、狭小公園の利用は少ないことが示されています。

今後の狭小公園のあり方については、「地域の狭小公園を一つにまとめて大きな公園にする」、「より地域に役立つ施設として利用する」等の狭小公園のあり方の見直しを求める意見が全体の 50%近くにのぼる一方、「今のままで良い」という意見も約 23%あります。

③公園等の管理に関する市民意向

1.公園等の管理状況に関する市民意向

公園の管理状況に関する評価では、「満足」または「どちらかといえば満足」という肯定的な評価をもっている市民が比較的多いのは、清掃や草刈、樹木や草花の管理状況についてです。一方、そうした肯定的な評価をもっている市民が比較的少ないのは、トイレの管理状況についてで、お近くの公園に整備・設置されていないという意見も少なくありません。

2.公園利用ルールに関する市民意向

公園の使い方について、全市一律のルール設定ではなく、地域のニーズや課題等に対応した利用ルール「ローカルルール」を定めて柔軟な公園の使い方を展開するという考え方があります。こうしたローカルルールについて、「ある方がよい」という意見が最も多く、約 76% の市民が回答しています。

④民間活力の導入や市民協働の取組に関する市民意向

1.民間活力の導入に関する市民意向

行政だけではできない自由な発想で公園等を積極的に活用していくため、民間事業者が公園等の整備や管理運営に参加する「民間活力の導入」という考え方があります。こうした民間活力の導入について、「よいと思う」という意見が最も多く、約 65% の市民が回答しています。

2.市民協働の取組への参加に関する市民意向

地域の団体や町内会等による公園の清掃や除草などの市民協働の取組に関するこれまでの参加状況は、「参加していない」という市民が最も多く、参加していないと回答した市民の割合は 92% にのびります。

これまで公園における市民協働の取組に参加していない市民を対象に、今後の市民協働の取組への参加意向をたずねたところ、今後も「あまり参加したいと思わない」、「参加したいと思わない」の消極的な意見をもつ市民の割合は約 66% で、市民協働の取組に消極的な意見をもつ市民が少なくない状況が示されています。

3.地域団体・事業所等の公園利活用に関する意向

主にこれまで公園等を利活用したことのある団体等を中心にした調査では、今後も公園等を利活用したいといった意向をもつ団体が全体の 80% 以上にのび、具体的な利活用の内容として、公園等の清掃、草花の手入れ等のほか、地域のイベントにおける活用、こども達の外遊び場などが示されています。

一方、利活用するにあたって望ましい条件として、「管理水準の向上」、「施設の充実」、「利用ルール・条件の緩和」などが示されています。

2) 公園等の整備・管理等の課題

(1) 公園等の整備について

地域の実情に対応した公園等の整備内容の検討が重要

①地域の実情等への対応

本市の公園等の整備面積は、市の目標とする一人当たり面積に達していませんが、今後の人口動向によってこの水準は変化していく見通しです。ただし、地域によって、人口一人当たりの公園等面積や誘致圏のカバー状況に差異があり、一人当たり面積が少ない地域や誘致圏に含まれていない箇所も存在します。

公園等の半数以上を占める小規模公園の存在

②小規模公園の見直し

本市における市街地開発の経緯や土地利用密度などから、1,000 m²未満の小規模な公園等は、本市が管理する公園等全体の6割以上を占めています。こうした小規模な公園は、整備可能な施設や広場が限られ、市民向けアンケートにおいても利用が少ないことが示されている一方、市域に広く散在し、維持管理の負担も少なくありません。

長期にわたり未整備状態の都市計画公園・緑地の存在

③長期未整備への対応

本市には、都市計画決定されたものの整備実現せず、長期間時間が経過した長期未整備の都市計画公園・緑地が16箇所、317.6ha存在します。こうした未整備箇所には、民有地も少なく、土地所有者に対し長期にわたる権利制限を課す状態となっています。また、計画決定後の時間経過において、社会情勢の変化や周辺におけるほかの公園整備の進展など、当該公園を取り巻く環境に変化が生じている箇所もあります。

公園施設の老朽が進行

④施設老朽化対応

本市の公園等はその6割が整備後30年以上経過していて、公園施設や植栽の老朽化等が進行しています。施設の老朽化等の進行は、事故リスクの向上や維持管理費用の増加につながるほか、整備後の時間経過に伴い、周辺地域の人口減少や少子高齢化などの社会的情勢に変化が生じ、その公園等が求められる役割が整備当初と異なってきている箇所もあります。

市民ニーズに示される望ましい公園像等への対応

⑤市民ニーズ実現

こどもならびに子育て層を含む市民アンケートでは、様々な遊具のある公園やボール遊びのできる公園などの望ましい公園像のほか、そうした公園像に対応し、アスレチック遊具等の特色ある遊具、グラウンドのほか、トイレ等の施設の整備についてニーズが示されています。

(2) 公園等の利用及び管理運営について

こども・子育て層以外市民の公園利用の少なさ

⑥幅広い利用の促進

各アンケートの結果には、公園等の利用状況は、こどもや子育て層などの市民は日常的に公園を利用する傾向がありますが、それ以外の市民による公園利用は限定的であることが示されています。

維持管理費用の増加と厳しさを増す財政状況

⑦効率的な維持管理

公園等の新規整備の進展や施設の老朽化等に伴い、維持管理に必要なコストは増加傾向にありますが、本市の厳しい財政状況から、必要な予算を十分に割り当てることは容易ではありません。こうした傾向は、今後より一層厳しさを増すことが見込まれます。

地域の実情に対応した公園等の柔軟な利活用の実施

⑧柔軟な利活用

市民向けアンケートの結果から、全市一律の公園利用のルール設定に限るのではなく、地域のニーズや課題等に対応した利用ルールの導を望む意見が多いことが示されています。公園利用のローカルルールは、前項において整理した多既存ストックの有効活用などを進める観点からも有益な取組になります。

一部の市民の参加に留まる市民協働の取組

⑨市民協働の支援・促進

公園アドプト団体や緑化団体は、長年にわたり公園等で活動し、その管理の質の向上や地域コミュニティの醸成等に大きく貢献してきました。ただし、近年は会員の高齢化や担い手の確保等の課題が深刻化し、活動の休止や解散等に至る団体も出てきています。一方、こうした市民協働の取組について、参加実績や参加意向をもつ市民は限られていて、より多くの市民の協働の取組への参加促進が課題となっています。

3. 基本目標、基本方針

前項までに整理を行いました、上位計画におけるまちづくり等の目標、公園等の整備・管理等における現状と課題を踏まえ、本計画の基本目標、基本方針を下記のように整理します。

1) 基本目標

■上位計画等におけるまちづくり等の目標

本市のめざすまちづくりは、第6次総合計画において、『わたしの舞台は たからづか』というスローガンに象徴されるように、市民が「活動・活躍できる場」(舞台)をつくり、「暮らし」(舞台)を支え、「まち」(舞台)を未来につなげていくことをめざしています。また、みどりの基本計画においても、こどもからお年寄りまで幅広い世代の多様な市民、各種団体、民間事業者、行政のあらゆる主体との協働により、それぞれがやりたいことのできる理想のまちにおいて、宝塚市らしいみどりあふれるまちづくりを進めることを基本理念に、『みんなでつくる 花とみどりの夢舞台』をキャッチフレーズに設定しています。

■公園等の整備・管理等における現状や課題

前項における整理のように、本市の公園等の整備については、小規模公園の多さ、老朽化の進行などの特徴があります。また、公園等の管理・運営について、多様な市民による公園利用が限定的であることや、市民協働の取組の継続性等に課題があることなどが示されています。

これらを踏まえると、今後、地域の実情に対応しながら、市民をはじめとする多様な主体の協働のもと、公園等の整備・管理・運営、公園区計画の作成と推進に取り組むことが重要です。

■基本目標

以上を踏まえ、本計画では、市民一人ひとりが公園区計画など、計画の実現に向けて携わる市民主体の視点（わたしがつくる）、地域ごとの実情に対応した公園区計画などの計画を市民・各種団体・行政との協働のもと計画を策定・実施する視点（地域ととりくむ）、公園づくりを通じ、宝塚市のめざすみどりあふれるまちの姿を実現する視点（公園からのまちづくり）を重視します。本計画で取り組む公園区計画の作成・推進など施策を通じ、やりたいことの実現できるまちづくり、だれもが利用できる公園づくりに取り組んでいくことをめざし、下記のスローガンを設定します。

<パークマネジメント計画におけるスローガン>

わたしがつくる 地域ととりくむ 公園からのまちづくり

2) 基本方針

(1) 公園づくりを通じた多様な主体との協働によるまちづくりの推進

対応する 主な課題	①地域の実情等への対応	⑤市民ニーズ実現	⑥幅広い利用の促進	⑧柔軟な利活用
	⑨市民協働の支援・促進			

本市は、市民が主体となり、「こどもから大人まであらゆる世代が関わるまちづくり」をめざしています。この考え方のもと、こどもからお年寄りまで幅広い世代の多様な市民や各種団体、民間事業者などあらゆる主体との協働や連携を積極的に進める公園づくりの取組のなかで、上位関連計画や地域ごとのまちづくり計画における本市全体ならびに各地域のまちづくりの目標実現に取り組めます。

(2) 市民ニーズや地域特性を反映した身近な公園等の再編

対応する 主な課題	①地域の実情等への対応	②小規模公園の見直し	③長期未整備への対応	④施設老朽化対応
	⑤市民ニーズ実現			

公園区間で公園等の充足状況にばらつきがあり、これまでに整備されている公園等の質的側面と地域特性では一致しない箇所があります。地域には長期未整備となっている都市計画公園・緑地が存在するほか、開発行為に伴い設置された公園等の中には、小規模であることもあり、利用の少なさや安全面等に課題を抱えているものもあります。さらに、市民からは様々な遊具のある公園等のニーズが示されています。こうした課題に対応するため、市民ニーズや地域特性など実情を踏まえた身近な公園等の配置や機能の再編・整備を行い、都市や公園の魅力向上に努めます。

(3) だれもが利用できる公園づくり

対応する 主な課題	⑤市民ニーズ実現	⑥幅広い利用の促進	⑧柔軟な利活用	⑨市民協働の支援・促進
--------------	----------	-----------	---------	-------------

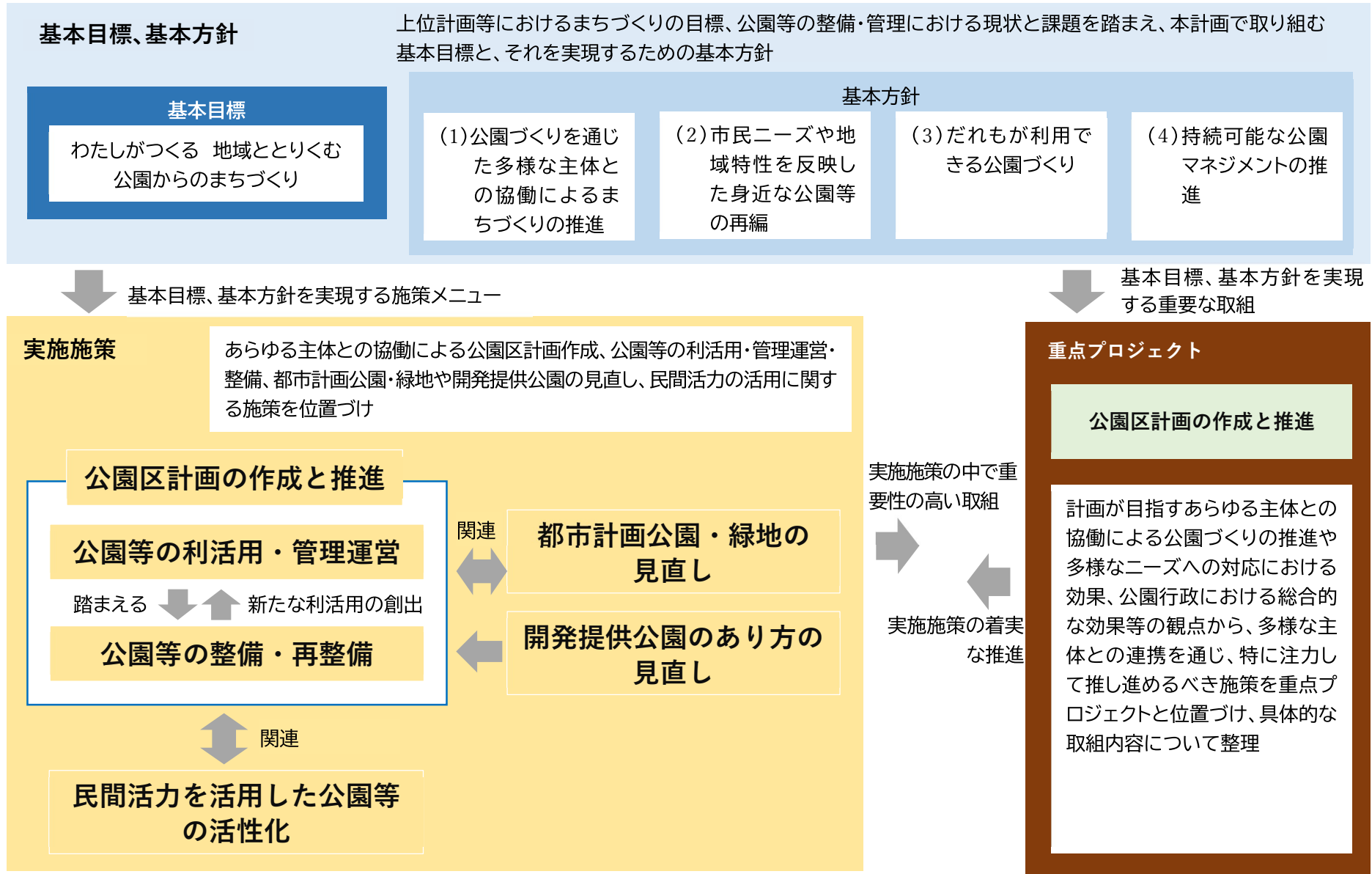
本市の公園等は、必ずしも幅広い世代の市民に日常的に利用されているわけではありません。また、市民意向の把握においても、多様な公園の利用方法や施設の整備等や公園利用のローカルルール作成などの要望が示されています。また、インクルーシブ遊具などだれもが安心して遊ぶことのできる遊具の整備も必要です。一方で、ただ公園でのんびり過ごすなど多様な公園の利用方法も考えられます。こうした課題や要望に対応するため、市民や行政はともに伴走しながら、「やりたいこと、したいことができる公園」「だれもが利用できる公園」の実現をめざします。

(4) 持続可能な公園マネジメントの推進

対応する 主な課題	④施設老朽化対応	⑦効率的な維持管理	⑧柔軟な利活用	⑨市民協働の支援・促進
--------------	----------	-----------	---------	-------------

公園施設の老朽化が進行しているほか、公園整備の進展に伴い維持管理費も増大しています。一方で、財政状況も厳しさを増していて、施設の安全性の維持向上や多様な利用ニーズへの対応と、計画的な更新や効率的な管理との両立を図ることが必要です。ストックマネジメントの考え方による管理水準の向上や数量の適正化など持続可能なマネジメントに取り組めます。

基本目標、基本方針、施策の体系図



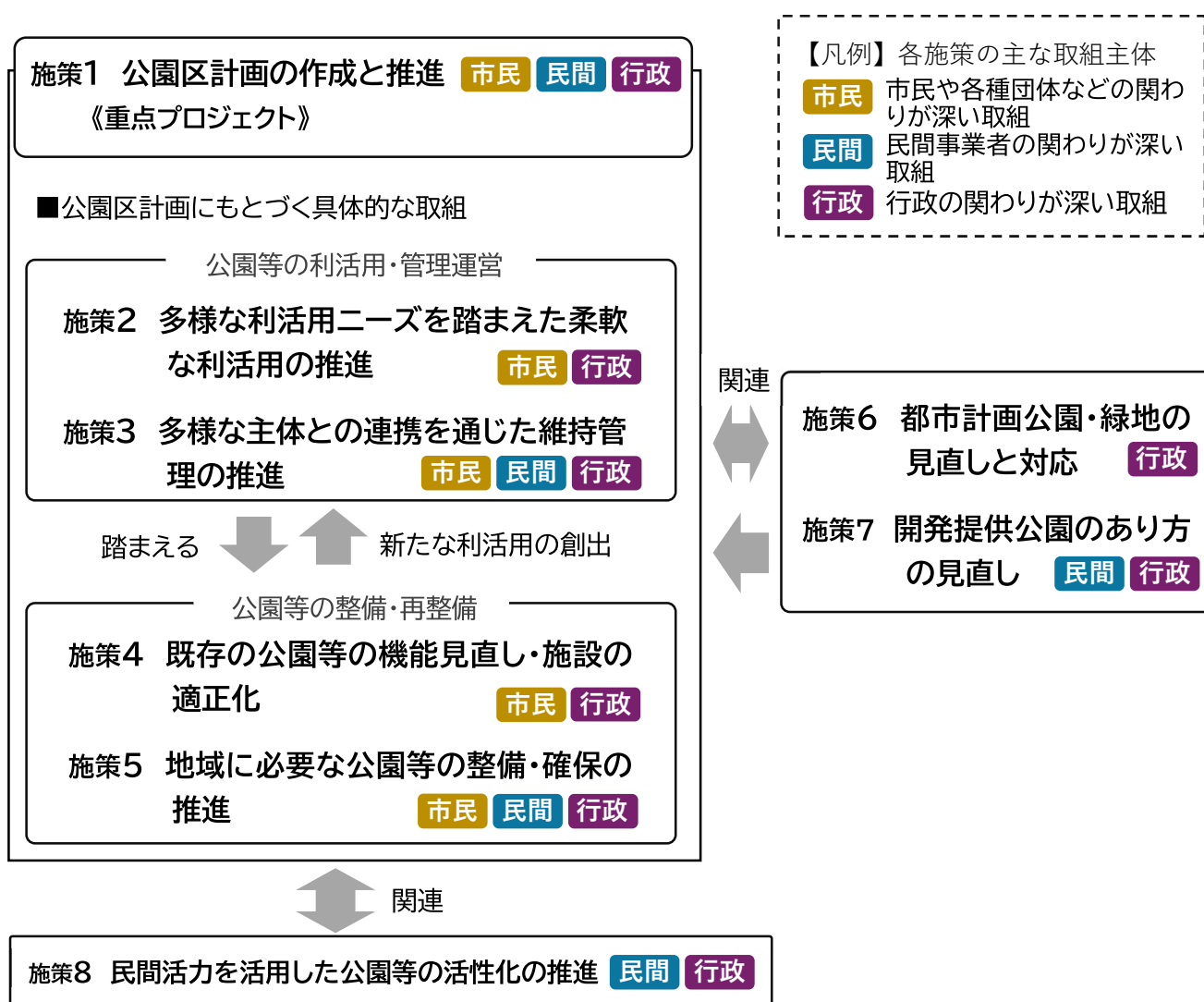
4. 実施施策

前項までに整理した基本目標、基本方針を実現するため、以下の実施施策を定めます。

本計画でめざす、あらゆる主体との協働による公園づくりの軸となるのが施策1「公園区計画の作成と推進」の取組です。この取組を通じ、本市の各地域で作成する公園区計画において、その地域の公園等の利活用・管理運営について定め、それに対応した地域の整備・再整備に取り組みます。また、これらと関連する都市計画公園・緑地の見直しや開発的提供公園のあり方の見直し、民間活力を活用した公園等の活性化の推進に取り組みます、

なお、これらの各施策については、取組の内容に応じ、市民や地域の各種団体（自治会やまちづくり協議会）、民間事業者、行政（本市）が主体的に取り組むことが重要です。

実施施策の構成



※施策1「公園区計画の作成と推進」は重点プロジェクト（31 ページ）に位置づけ、その実現をめざします。

■現状

- ・ 公園にある施設が画一的で、地域ニーズに応じた公園づくりが出来ていません。
- ・ 地域と市が協働で公園づくりを行う体制が整っていません。



■目指す目標像

地域のあらゆる主体の参画と、地域ニーズを踏まえた公園区計画の作成と推進を通じた、**地域のまちづくりに貢献する協働の公園づくり**。

■施策の内容

① 公園区計画の作成 市民 民間 行政

- ・ まちづくり協議会の範囲とする公園区を単位とし、地域の公園等の役割や使い方などの目標像を定める公園区計画の作成に取り組みます。

② 公園区協議会（仮称）の設置推進 市民 民間 行政

- ・ 各地域で作成された公園区計画の推進主体となる、「公園区協議会」（仮称）の設置に取り組みます。

※公園区協議会は、地域の幅広い世代の市民、各種団体や民間事業者等や本市が参加するもので、各地域で作成された公園区計画の実践や計画の将来の見直しを行う主体となります。

③ 公園区計画の推進 市民 民間 行政

- ・ 公園区計画に示される地域の考え方やニーズを踏まえ、公園等の魅力向上などにつながる事業の検討や実施に取り組みます。

■期待される効果

- ・ 地域ニーズに対応した計画的な公園づくり（公園等の利活用や整備）の推進につながる事が期待されます。

■現状

- ・ 公園利用はこどもやその保護者、お年寄りなど限られた人が中心で、広く多様な市民による利用が行われているわけではありません。
- ・ 公園利用のローカルルールを導入を求める意見が少なくありません。
- ・ ボール遊びや水遊びなど多様な利活用が求められています。



■目指す目標像

地域ニーズを踏まえた公園利用ローカルルールの作成や公園利活用を促進する仕組み等による、**多様な利用が可能で、だれもが使いやすい、多くの人が利用する公園。**

■施策の内容

- ① **地域ニーズを踏まえた公園利用のローカルルールの作成** **市民** **行政**
 - ・ こどもをはじめ地域のあらゆる人々のニーズを踏まえた公園利用のローカルルールの作成及び、周知を協働で行います。
- ② **自発的な公園利活用を促進する仕組みの検討** **市民** **行政**
 - ・ 地域の市民、各種団体等による公園等の円滑な利活用につながる仕組みや手続きについて検討を行い、自発的な公園利活用の促進に取り組みます。
- ③ **公園等の利活用や協働の公園づくりへの参加を促す情報共有の充実** **市民** **行政**
 - ・ 公園区計画やローカルルール等の地域の公園づくりに関する情報は、公園区協議会を通じ、共有します。
 - ・ 共有した情報は、地域の各種団体等や本市がもつ情報発信ツール（ホームページ、SNS 等）を活用し、周知を図ります。
 - ・ 本市では、市ホームページの見直しを行うなど、公園等の利活用促進につながる情報発信の充実に取り組みます。

■期待される効果

地域の市民や各種団体等がもつ多様な利活用ニーズを踏まえた、ローカルルールや利活用を促進する仕組みが検討されるとともに、それらに関する情報発信の充実が進むことで、公園等のより柔軟で有効な利活用の推進につながることを期待されます。

■現状

- ・ 公園アドプトなどの団体では高齢化が進んできています。
- ・ 公園施設の老朽化、樹木の大径化が進んでいて、安全面、コスト増の課題があります。



■目指す目標像

市民協働の維持管理の促進を通じた**コミュニティ形成への貢献**と、維持管理手法の見直しによる**きれいで安心して使える公園**。

■施策の内容

- ① **市民協働による維持管理の促進や支援の充実** **市民** **民間** **行政**
 - ・ 資機材の貸出や優れた取組に対する表彰制度など、協働の活動に係る支援の充実に取り組みます。
 - ・ 新たな団体の参加や担い手の確保に向け、子育て支援施設、福祉施設や団体等への働きかけ、制度の見直しなどの検討を行います。
- ② **公園等の効率的・効果的な維持管理の推進** **市民** **行政**
 - ・ 公園等の管理水準の向上を図るため、協働による効果的な維持管理手法の検討を行います。

■期待される効果

市民協働の取組の促進等を通じたコミュニティ意識の醸成や公園等の管理水準の向上につながることを期待されます。

■現状

- ・ 長年の時間経過により、整備当初に期待された役割と現在必要とされる機能にかい離が生じていて、利用が少ない公園があります。
- ・ 財政制約を考慮し、選択と集中の考え方による効率的・効果的な公園にリニューアルする必要があります。



■目指す目標像

ニーズや各公園の特徴を踏まえた公園機能の見直しやリニューアルによる、**地域のまちづくりへの貢献と公園の魅力の向上や活性化。**

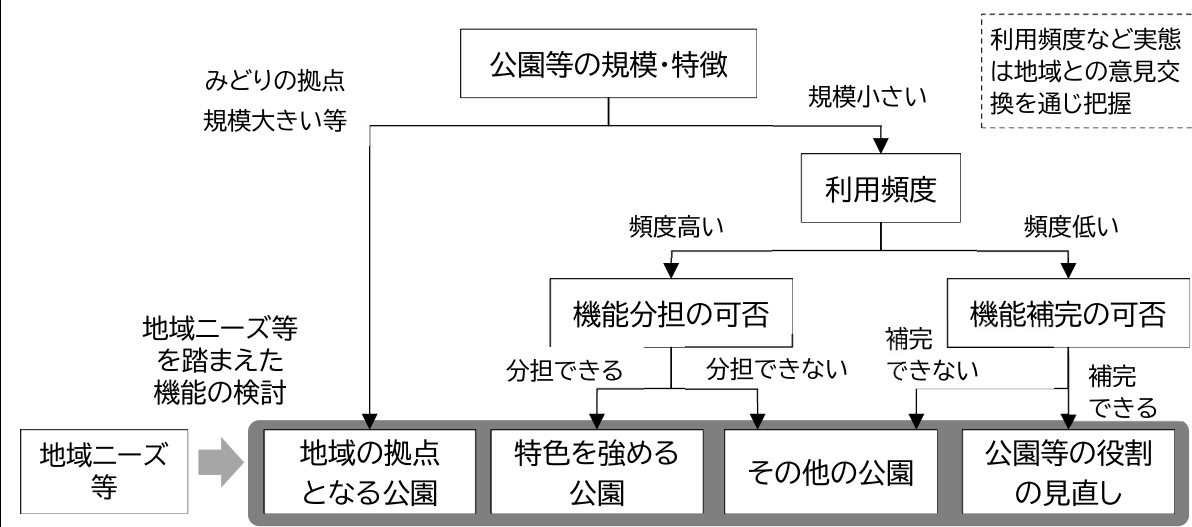
■施策の内容

- ① **地域の拠点となる公園の多機能化・機能の充実** **市民** **行政**
 - ・ 公園等の特徴やニーズを踏まえ、地域に必要な多様な機能を備えるとともに、その公園の機能を発揮するうえで特に重要な機能については拡充に取り組みます。
- ② **小規模公園の機能分担の推進や役割の見直し** **市民** **行政**
 - ・ 機能分担が可能な場合は、ニーズや各公園の特徴を踏まえ必要な機能を絞り込む「特色ある公園づくり」に取り組みます。
 - ・ 利用頻度が低く、機能とニーズが一致していない、防犯・防災上の課題がある等の小規模公園については、ニーズなどを踏まえ、広場や緑地といったオープンスペースにするなど役割の見直しを図ります。
- ③ **小規模公園の統廃合による機能の拡充** **市民** **行政**
 - ・ 小規模公園の多い地域で、地域の低未利用地を活用するなど既存公園の拡張が可能な場合は、既存公園の拡張と小規模公園の整理による公園統廃合に取り組みます。
- ④ **だれもが使いやすい施設の整備** **市民** **行政**
 - ・ インクルーシブの観点によるだれもが使いやすい施設の整備、多様な利用ができる広場など柔軟に使うことのできる施設整備に取り組みます。
- ⑤ **持続可能な施設マネジメントの推進** **市民** **行政**
 - ・ 将来にわたり、良好な状態の公園を維持するため、市全体の施設数を適正な状態でコントロールするほか、地域間のバランスに配慮した施設配置に努めます。

取組の進め方

各公園等の規模や特徴、利用頻度、周辺のほかの公園等との位置関係による機能分担、機能補完の可否を踏まえ、各公園等の位置づけなどの整理を行います。

位置づけ	概要
地域の拠点となる公園	地域ごとのみどりの拠点、規模の大きな公園等については地域の公園利用の拠点となる公園に位置づけます。
特色を強める公園	利用頻度の高い小規模な公園等のうち、近くにほかの公園等があるものは、公園機能の分担を図り特色を強める公園として位置づけます。
その他の公園	利用頻度の高い小規模な公園等のうち、近くにほかの公園等がないものは、多様な機能を持つ公園として位置づけます。
公園等の役割の見直し	利用頻度の低い小規模の公園等のうち、近くにある他の公園で機能を補える場合、公園等の役割・機能の見直しも含め検討を行います。



■期待される効果

将来にわたり、魅力的でだれもが使いやすい公園づくりを進めるとともに、そうした取組の持続可能性の向上につながることが期待されます。

■現状

- ・ 公園が少なく、防災やレクリエーション等の面で新たな公園整備が必要な地域があります。
- ・ 土地利用状況により、新たな公園の整備が困難な地域があります。



■目指す目標像

地域の特徴に応じた方法による、**地域に必要な公園の整備や代替機能の活用と、地域間の公園整備量のバランスを是正。**

■施策の内容

① 公的施設や民有緑地の活用による代替機能の活用

市民 **民間** **行政**

- ・ 新たな公園整備が困難な地域では、公園類似施設(広場等の公共空地)の積極的な活用や、市民緑地認定制度などによる民有地のみどりの活用や保全など、代替機能による公園等の補完に取り組みます。

② 都市計画公園を中心とする計画的な整備の推進

行政

- ・ 都市計画公園の整備のほか、公共施設跡地の活用、開発行為に伴う公園緑地の整備も含め、公園の確保に努めます。また、公園を整備する際は、地域と意見交換を行い、整備内容について検討します

③ 周辺の公園等との機能分担など効率的な整備の推進

市民 **行政**

- ・ 新たな公園の整備を行う場合は、公園区計画などで示される地域のまちや公園の目標像を踏まえ、地域に求められる機能を整備するなど効率的な整備を進めます。

■期待される効果

地域の実情やニーズを踏まえながら、計画的、効率的な公園等の整備、代替機能の活用を通じ、必要な公園等の確保が進むほか、地域の防災性、自然環境等の改善とともに、本市全体としての公園等の整備水準の向上につながることが期待されます。

■現状

- ・ 土地利用状況等の理由により、長期にわたり計画実現できていない都市計画公園・緑地があります。
- ・ 長期未整備になっている箇所では、建築制限等を課す状態になっているほか、社会情勢等の変化に伴い、計画策定時に認められた必要性に変化が生じている可能性があります。



■目指す目標像

長期未整備の都市計画の必要性等を明らかにする「都市計画公園・緑地見直しガイドライン」を作成し、**必要性の低下した計画の変更、依然として必要性の高い計画の推進。**

■施策の内容

① 都市計画公園・緑地見直しガイドラインの策定 行政

- ・ 「都市計画公園・緑地見直しガイドライン」を策定し、その必要性や代替性、実現性等の評価を実施します。
- ・ 見直し結果を踏まえ、都市計画の変更や計画にもとづく整備実現に取り組みます。

■期待される効果

未整備の都市計画公園・緑地の必要性等を明らかにされます。必要性等が低いと評価された場合の都市計画変更、建築制限の解除と土地の有効活用可能性の向上、必要性等が高いと評価された場合の都市計画実現に向けた整備推進につながることを期待されます。

■現状

- ・ 開発行為に伴い整備提供された公園（開発提供公園）は、小さな公園が多く、利用者も限られる傾向があります。
- ・ 新たに整備される開発提供公園の中には、近くに既存公園があり、必ずしも必要性が高いとはいえないものもあります。



■目指す目標像

本市のまちづくりにおける開発提供公園の役割や位置づけを整理するとともに、**開発提供公園の適正化と代替措置等による地域の公園の充実、自主管理による民間緑地広場の魅力向上。**

■施策の内容

① 開発提供公園の設置基準・代替措置の検討 **民間** **行政**

- ・ 開発提供公園の整備を必要とする基準、公園整備に代わる協力金等の代替措置について検討します。

② 開発提供公園の管理手法の検討 **民間** **行政**

- ・ 開発行為を行った民間事業者等が自ら管理する緑地広場などの制度について検討します。

■期待される効果

開発提供公園の新規整備の重要性が大きい地域では、新規整備に代わり供出された協力金を、開発地を含む地域の公園等への還元を行うことで、既存公園の魅力向上に資することが期待されます。また、自主管理を通じた緑地広場の魅力向上等も期待することができます。

■現状

- ・ 従来の行政中心の取組では、公園のもつポテンシャルを十分に発揮できていません。
- ・ 法制度が整えられ、公園の整備運営に民間活力を活用することが可能になっています。
- ・ 上位関連計画において、市庁舎周辺のシビック拠点（シビックゾーン）における官民連携による魅力ある都市環境の創造が定められています。



■目指す目標像

市民ニーズの実現につながる官民連携によるシビックゾーンにおける取組や効果的な維持管理等による、**魅力ある都市環境の創造や公園のにぎわいの創出。**

■施策の内容

- ① **民間活力を活用する公園等活性化の取組の検討** **民間** **行政**
 - ・ 都市の魅力向上や市民ニーズの実現につながる、民間活力の活用方法について検討します。
- ② **シビックゾーンにおける官民連携の魅力ある都市環境創造に向けた取組の推進** **民間** **行政**
 - ・ シビックゾーンにおける、都市の魅力向上や市民ニーズの実現につながる官民連携の取組に向け、サウンディング型市場調査の実施、事業条件の整理に取り組みます。
- ③ **官民連携による効果的な維持管理手法の検討** **民間** **行政**
 - ・ 公園管理と街路樹管理を合わせ行う包括管理業務委託や小規模公園を含めた指定管理者制度など、官民連携による効果的な公園等の維持管理手法の検討を行います。

■期待される効果

民間事業者のもつノウハウや良質な資本を活用した公園づくりを通じ、行政主導の取組では困難な、公園等を通じたまちの賑わい創出や都市魅力の向上、効果的な維持管理の実現等につながることが期待されます。

5. 重点プロジェクト

前項の実施策はどれも重要なものですが、そのなかでも、本計画がめざすあらゆる主体との協働による公園づくりの推進や多様なニーズへの対応における効果、公園行政における総合的な効果等の観点から、多様な主体との連携を通じ、特に注力して推し進めるべき施策である「重点プロジェクト」と位置づけ、具体的な取組内容について整理を行っています。

重点プロジェクト 公園区計画の作成と推進

主に **市民** **民間** **行政**

公園区計画の作成と推進は、地域のあらゆる主体との協働による公園づくりを通じ、地域がめざすまちの姿を実現することを目的とします。この目的を実現するには、次の取組を行うことが重要です。

■取組の内容

① 公園区計画の作成 **市民** **民間** **行政**

- ・まちづくり協議会の範囲とする公園区を単位とし、地域の公園等の役割や使い方などの目標像を定める公園区計画の作成に取り組みます。

② 公園区協議会（仮称）の設置推進 **市民** **民間** **行政**

- ・各地域で作成された公園区計画の推進主体となる、「公園区協議会」（仮称）の設置に取り組みます。
- ・公園区協議会（仮称）には、本市も参加し、協議会の一員として活動するほか、行政情報の提供や助言、広報等の支援を行います。

③ 公園区計画の推進 **市民** **民間** **行政**

- ・公園区計画に示される地域の考え方やニーズを踏まえ、公園等の魅力向上などにつながる事業の検討や実施に取り組みます。

■取組の進め方

公園区計画の作成を円滑に進めるため、少数のモデル地区における検討を通じ計画の作り方や作成上の留意点等の検証を行い、それを踏まえ、残るまちづくり協議会での計画作成に取り組む方針です。

公園区計画とは

(1) 計画の目的

公園区計画は、地域ニーズにあった公園や街路樹等の維持管理、運営を行うため、まちづくり協議会の範囲を公園区と位置づけ、地域の市民、各種団体、民間事業者、本市が協働のもと、公園区内の公園等についてめざす姿やそのための施策を定めるものとします。

(2) 計画の役割

- 公園区計画では、地域ごとのまちづくり計画と整合を図りつつ、地域がめざすまちの姿のほか、地域の公園等の課題やニーズを踏まえ、地域の公園等の今後めざすべき役割や使い方などを示します。
- 作成した公園区計画は、地域の公園等の役割や使い方等に関する目標像になるほか、公園に設置する施設の種類や内容等について市が必要な整備を行う際の重要な参考情報になります。

(3) 計画の内容

公園区計画では、地域の公園等の現況と課題、地域の人々等のもつニーズや意見を踏まえながら、地域の公園等のめざす目標像とそれに対応した役割、その実現のための具体的な取組で構成するものとします。

<公園区計画の構成項目イメージ>

- ・ 地域の公園等の現況
- ・ 地域の公園等の課題やニーズ
- ・ 地域の公園等のめざす目標像
- ・ 地域の各公園等の役割
- ・ 地域の公園等における具体的な取組

(4) 計画づくりの体制

公園区計画の作成は、地域のこどもやお年寄りまで幅広い世代の多様な市民、まちづくり協議会等の各種団体、民間事業者、本市が参加するワーキンググループで取り組むことをめざします。作成した公園区計画の推進や将来の計画見直しなどは、上記のワーキンググループを母体とする公園区協議会で行うものとします。

6. 計画の推進方法

1) 協働による公園づくりの体制

上位計画である「宝塚市みどりの基本計画（改定版）」における考え方にもとづき、市民、各種団体、民間事業者、行政それぞれの特性を活かして、役割分担しながら、あらゆる主体との協働による公園づくりに取り組むことをめざします。

なお、市民、各種団体、民間事業者、行政は、小学校区等の地域単位で公園区協議会の設置に努め、各地域で作成された公園区計画の推進や今後の見直しに取り組みます。

(1) 各主体の役割

①市民

市民は、「地域主体の公園づくり」の主役として、地域のまちや公園の課題を見出すとともに、市民一人ひとりのもつ経験や知識、行動力を活かすことにより、課題解決や目標実現の担い手となるとともに、地域の各主体とともに公園区計画の作成に努めます。

②各種団体（自治会、まちづくり協議会等）

地域の各種団体は、地域の市民に対して、地域に密着した公園づくりの取組への参加のきっかけを提供するとともに、地域の総意を反映した公園区計画の作成に努めます。また、情報誌や回覧、ホームページ等の媒体を用いて、地域全体へ情報を提供し、地域の市民の理解を深めます。

③民間事業者

民間事業者は、地域社会を構成する一員として、公益的社会貢献活動が公園づくりに果たす役割を理解し、自らの事業や活動による専門的な技術・知識などを活かしたサービスの提供などによる公園づくりに参加することが期待されます。

④行政

行政は、利用の圏域やサービスの提供範囲が公園区等の区域区分をまたぐ都市基幹公園などの広域的な事項については、多様な主体が関与することなどを踏まえ、行政がより総合的な観点から調整していく必要があります。

上位計画や本計画にもとづき公園等を適切に整備運営するとともに、協働による公園づくりへの市民、各種団体、事業者の参加を促しながら、各主体のサポート、コーディネートを行うとともに、各地域での公園区計画の作成に取り組みます。

また、公園づくりを通じ、地域がめざすまちの姿を実現する取組は、子育てや健康、教育や福祉、防災、産業、自然環境など幅広い事業分野に関わるものになることが想定されます。従来の公園河川課を中心とする取組にとどまらず、必要に応じて本市の各部署・機関等が横断的に連携し、密な事業協力や情報共有などを伴う全庁的な体制で、計画推進に取り組みます。

2) ローリングによる計画の推進

本計画にもとづく施策、事業にあたっては、「宝塚市みどりの基本計画（改定版）」における進行管理の考え方にもとづき、その手法や効果を定期的に評価する PDCA サイクルによる進行管理を行います。

また、本計画は策定することがゴールではなく、進行管理による取組の評価や各地域において作成される公園区計画の内容を踏まえ、本計画の内容の見直しを行うローリング型の計画運用をめざします。

資料編

1) 上位関連計画等の整理

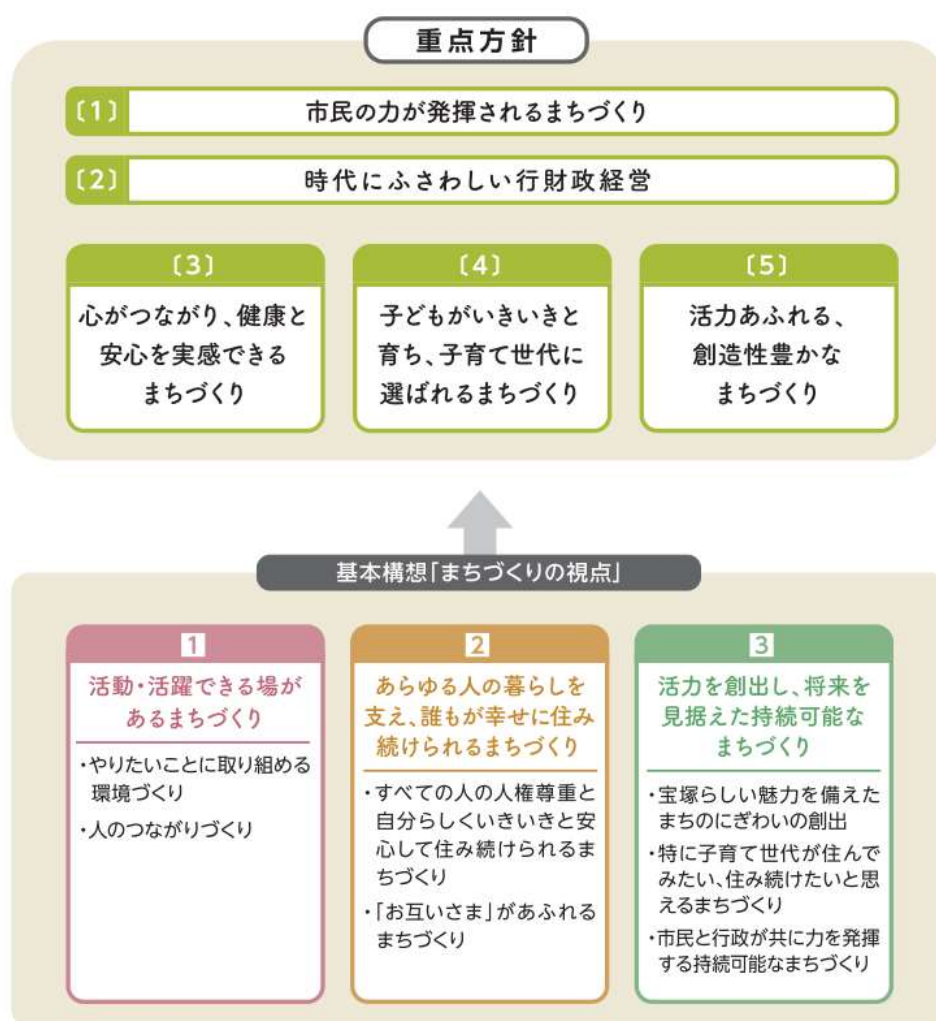
(1) 第6次宝塚市総合計画（計画期間 2021～2030 年度）

<基本構想>

- 基本構想において、スローガン「わたしの舞台は たからづか」を定め、市民が主体となり、「こどもから大人まであらゆる世代がまちづくりに関わる必要があり、『やりたい』ことができる環境を創り出し、まちを若返らせ、多くの市民が『つながり』を持てるようになることが大切」という、めざすまちづくりの方向性を示している。

<まちづくりの視点>

- 10 年後、20 年後の本市が抱える問題等に対応するため、基本構想に掲げる 3 つの重要なまちづくりの視点をもとに、特に重点的・分野横断的に取り組む重点方針を定める。



<5 つの重点方針の方向性>

- 10 年後、20 年後の本市が抱える課題等に対応するため、「基本構想」に掲げる 3 つの重要なまちづくりの視点をもとに、特に重点的・分野横断的に取り組む重点方針を定める。本方針を踏まえ、選択と集中による施策・事業展開を図る。

重点方針	方向性
(1) 市民の力が発揮されるまちづくり	・ 地域の実情に応じた地域コミュニティ活動を推進します。 ・ 本市の魅力や課題などを情報発信し、まちづくりに関心を持つ市民との連携を促進します。 ・ 学びを通して、地域や社会に関心を持ち、まちづくりにも生かせるよう、生涯学習の場を充実させます。 ・ オープンデータ化を進め、まちづくり活動に必要な情報を共有化します。 ・ まちづくりに関心のある人や自分の能力を生かしたい人と課題を抱える人とのつながりづくりを進めるとともに、まちづくりの担い手の育成を支援します。 ・ 地域コミュニティ等におけるリモート化、デジタル化の取組を推進します。
(2) 時代にふさわしい行財政経営	・ 政策の有効性を高めるため、エビデンスに基づく政策立案（EBPM）を推進します。 ・ 質の高いサービスの提供と効率性の向上に向け、ICT を積極的に導入・活用します。 ・ 様々な課題に対応できるよう、市民との協働や民間活力の活用、他自治体等との広域連携を推進します。 ・ 災害時や感染症蔓延時にも通常と同じように業務が継続できる環境整備を推進します。 ・ 組織の枠組みを超えた分野横断的な視点を持った取組を推進します。 ・ 協働の推進やスマート自治体への展開に対応できる専門性や能力を持った人材の育成や機能的で連携の取れた組織体制の整備に取り組みます。
(3) 心がつながり、健康と安心を実感できるまちづくり	・ あらゆる世代の人の生活の質（QOL）の向上と、健康寿命の延伸が図れるように、地域活動や就労、スポーツなどを通じた生きがいづくりや、介護・疾病予防活動等のエイジフレンドリーシティの取組などを推進します。 ・ すべての人にやさしい安全で快適な道路環境やバリアフリー化などによる交通環境の整備を推進します。 ・ 地域の特性に応じた公共交通や新たな移動手段の確保により、誰もが移動しやすい環境づくりに取り組みます。 ・ 「支え手」「受け手」という関係性を越えて、誰もが主体的に参画できる地域社会づくりを推進します。 ・ 社会的な孤立を防ぎ、誰もが自分らしくいきいきと暮らせるように、関係機関における制度・分野の横断的な連携を強化し、一生涯を支える切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。 ・ 災害や感染症の蔓延に備え、自助・共助の体制づくりの支援に取り組みます。
(4) こどもがいきいきと育ち、子育て世代に選ばれるまちづくり	・ 未来を担うこどもがたくさんの遊びや学びを経験し、将来の夢や希望を持って、心豊かにいきいきと育つ環境づくりをこどもの権利を尊重する視点に立って推進します。 ・ 地域社会全体の子育て意識を向上させ、安心してこどもを産み、楽しく子育てできる環境づくりを推進するとともに、配慮が必要なこどもと家庭への支援や貧困対策、仕事の両立支援などに妊娠から切れ目なく取り組みます。 ・ 子育て世代にも選ばれる魅力的な柔軟きょうの形成に取り組みます。 ・ 家庭や地域と連携しながら、こどもの「生きる力」を育成するとともに、学校園、教職員の教育力の向上を図り、各学校園の特色ある教育や ICT 環境をはじめとする教育環境の充実に取り組みます。

(5) 活力あふれる、創造性豊かなまちづくり	・ イノベーションを創出する事業者の育成や事業者・支援機関・市民との交流・連携、魅力的な資源の情報発信など、創造性豊かなまちの実現に向けた取組を推進します。 ・ 観光や商工業、農業などの振興による働く場の創出と、ライフスタイルに応じた多様な働き方を推進します。 ・ 女性が自らの希望によって多様な働き方を選択でき、輝ける社会の実現に向けた取組を推進します。 ・ 誰もがいつでも文化芸術に触れ、楽しめる環境づくりや、観光や商工業、農業、福祉、教育などの関連分野との連携により、文化芸術を公共的なまちの課題解決に生かす取組など、文化芸術であふれるまちの実現に向けた取組を推進します。 ・ 感染症が蔓延しても、地域経済の再生に向けた対策を推進するとともに、デジタル技術の導入などにより産業の競争力やリスク対応力の向上を推進します。
-------------------------------	--

- ・ 環境部門における部門のめざすまちの姿として「豊かで美しい環境を育むまち」とし、その実現のため、緑化・公園の目標を「まちを彩り、ゆとりを与える「みどり」」の整備が進み、住む人、訪れる人を魅了しているとともに、地域ニーズに合った活動の場として公園の魅力が増している」とする。

(2) 宝塚市都市計画マスタープラン（計画期間 2022～2031 年度）

- ・ 都市づくりの方向性として、(1) 多様なライフスタイルが実現できる都市づくり、(2) 住まいとしての魅力が感じられる都市づくり、(3) 様々な活動が展開される訪れたい魅力ある都市づくり、(4) 緑豊かな環境が持続する都市づくり、(5) 安全で安心な暮らしが実現できる都市づくり、(6) 多様な主体の協働による都市づくり が定められている。
- ・ 都市施設整備等の方針のうち、都市公園については「宝塚市みどりの基本計画に基づき、必要な公園や緑地の整備を推進するとともに、住民ニーズや地域環境の変化などを踏まえながら、公園施設の計画的な更新や既存ストックの有効活用による機能向上を推進します。」「公園の配置や地域のニーズに応じた公園の再編・再整備を推進する（仮称）パークマネジメン

(3) 宝塚しみどりの基本計画（改定版）（計画期間 2022～2031 年度）

- ・ 宝塚市総合計画を踏まえ、基本理念として、キャッチフレーズを「みんなでつくる 花と緑の夢舞台」とする。基本理念を実現するみどりの将来像を定めている。

●みどりの将来像 （宝塚しみどりの基本計画（改定版））

①「住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまち」のみどり	・ 誰もがずっと住み続けたい、子育て世代が移り住みたいと思える魅力的なまちとして、豊かな自然や、住宅を彩るみどりがまちを包み込んでいる。 ・ 道沿いや駅前などにおいて適正に管理された草木や花があふれ、快適で楽しい道路環境が保全されている。 ・ 河川の治水機能の向上とともに河川と周辺のみどりが、休憩や散策の場として、うるおいと安らぎある水辺空間を形成している。 ・ 火災時の延焼防止など災害拡大を防止する街路樹や川沿いのみどりのほか、緊急時の避難場所や避難経路となる公園・緑地が充実している。
-------------------------------------	---

②「福祉が充実し、安心して暮らせるまち」のみどり	・ 高齢者や障がい者が、公園・緑地を活用して、仲間づくりや健康づくり活動に取り組んでいる。 ・ みどりの管理や整備に関わることで、こころの健康づくりや生きがいづくりになり、あらゆる世代において安心できる健やかな暮らしができています。 ・ 憩いの場として、花とみどりの景観を楽しみながら、誰もがいつでも安心して過ごすことのできる公園・緑地が身近にある。
③「こどもの生きる力が育つまち」のみどり	・ こどもたちが、豊かな自然や文化に触れ、異世代や地域・社会と関わり、たくさんの遊びや学びを経験し、心豊かに成長している。 ・ 花とみどりがあふれる公園・緑地でこどもたちが元気に走りまわり、まわりのベンチでその様子を見守る保護者が休憩している。 ・ 学校や家庭、地域において花植えなどのみどりに関する活動を通じて、児童、生徒が「ふるさと宝塚」への誇りや愛着を育んでいる。 ・ 様々な人が、交流を通して子育てに関する情報交換の場などに、公園・緑地を活用している。
④「豊かで美しい環境を育むまち」のみどり	・ 山々と河川が織りなす自然景観や北部地域の農村・田園景観、芸術文化に育まれた景観、それぞれが調和した宝塚らしい景観が保たれ、魅力を増している。 ・ 自然とのふれあいや学びを通して、市民の環境への関心が高まり、生物多様性が保全されるとともに、人の営みと自然がつながっている。 ・ まちの美化活動等により、公園・緑地が美しく管理されている。 ・ 維持管理で発生する剪定枝などがリサイクルの観点から、資源として活用され、循環型社会づくりが進んでいる。
⑤「宝塚らしい」にぎわいと文化芸術があふれる、創造性豊かなまちのみどり	・ 花とみどりに囲まれた市内の観光資源に、多くの人が訪れ、にぎわっている。 ・ 「花き・植木」や「西谷野菜」など宝塚産の農作物のブランド化が進み、農業を志す人が増えるとともに、市民が身近に「農」のみどりに触れている。 ・ 宝塚ならではの産業の活性化、起業・創業により、花とみどりあふれるまちなかで買い物する人や働く人が増えている。 ・ 多くの人が、宝塚の花き園芸にふれるために訪れている。

【基本方針と施策】

- ・ 基本理念等を実現するため、「守り・伝える」、「環境をつくる」、「活用する」、「協働で管理する」の4つの基本方針が位置づけられ、さらに基本方針に対応した基本施策、重点施策を定めている。
- ・ 公園緑地に関するところでは、基本方針2において「住みたくなるみどりの環境づくりを進める」、基本方針3において「まちの魅力づくりに緑を活用する」、基本方針4において「多様な主体の協働により、みどりを適切に管理する」が位置づけられている。
- ・ 基本施策において、市民ニーズや地域特性を反映した街区公園の再整備など「身近な公園・緑地の再編・リニューアル」、市民や団体、事業者の協働による身近なみどりの保全・創出など「多様な手法によるみどりの保全・創出、拠点となるみどりの創出」、道路や河川沿いにおける地域の個性や魅力溢れる緑化空間の整備など「公的空間の緑化」等が定められている。
- ・ 基本施策を踏まえた重点施策において、市民ニーズに応じた魅力ある公園の整備・管理・運営と、街路樹の適正な管理、みどりに関わる人を増やす取組を位置づけている。

1. 基本方針と基本施策

●住みたくなるみどりの環境づくりを進める

《基本方針》

市民ニーズを反映した公園・緑地の機能再編や駅前・道路沿いなどに緑化空間を創出することで、暮らす人に憩いとやすらぎを与えるみどり豊かな環境づくりを進めます。

また、異常気象による市民生活への影響を緩和し、自然災害の未然防止にも寄与するみどりの保全や整備により、安全安心を確保し、住みたくなるみどりの環境づくりを進めます。

《基本施策》 ※関係箇所抜粋

(2)-1.身近に楽しめるみどりの創出

■身近な公園・緑地の再編・リニューアル

- ・身近な公園・緑地の機能再編や適性配置への取組。
- ・「宝塚市公園施設長寿命化計画」に基づく効率的で効果的な遊具等の修繕、改築の推進。
- ・市民ニーズや地域特性を反映した街区公園の再整備。

■多様な手法によるみどりの保全・創出

- ・緑地協定締結等による地域の特色となるみどりの保全・創出。
- ・市民や団体、事業者の協働による身近なみどりの保全・創出。

(2)-2.拠点となるみどりの創出

■拠点となるみどりの創出

- ・市役所周辺のシビック拠点における、魅力ある都市環境の創造とにぎわいの拠点創出。
 - ・北雲雀さずきの森緑地一帯における、まち山の保全、活用拠点創出。
 - ・宝塚自然の家周辺における、生物多様性の保全、活用の拠点創出。
 - ・公園・緑地の整備、再整備による地域拠点創出。
- みどりのネットワークづくり
- ・JR 宝塚駅及び阪急宝塚駅近接エリアにおける文化、観光に寄与するみどりのネットワークづくり。

(2)-3.花とみどりの快適環境づくり

■公的空間の緑化

- ・道路や河川沿いにおける地域の個性や魅力溢れる緑化空間の整備。
- ・駅前広場における緑化団体と連携した花とみどりの空間整備。

(2)-4.安全・安心に資するみどりの確保

■災害時の避難場所等の確保

- ・公園・緑地への防災倉庫の整備など、災害時における避難場所等の確保。
- ・公園への再生可能エネルギーの導入

■異常気象や自然災害の被害の緩和

- ・土砂流出の抑制など、安全なまちづくりに寄与する都市近郊の自然緑地の保全・育成。
- ・グリーンインフラの観点から、道路や公園等における透水性舗装や緑化ブロック舗装の導入。

●まちの魅力づくりにみどりを活用する

《基本方針》

花き園芸のまちとして、農地や落ち着いた雰囲気のある建造物と一体になった歴史的・文化のみどりを、まちの魅力づくりに活用します。

また、こどもの自然学習やレクリエーション、健康づくり、地域交流の場となるほか、市民の安全・快適な生活を支える資源としてもみどりを活用します。

《基本施策》 ※関係箇所抜粋

(3)-1.多様なみどりのニーズへの対応

■レクリエーションへの活用

- ・市民が河川やため池などの水辺に親しめる潤いある水辺環境づくりの推進。
- ・宝塚文化芸術センター庭園でのイベント等の開催による交流やにぎわいの創出。
- ・地域のみどりの利活用促進。
- ・既存公園・緑地の利活用促進。

■自然学習・環境学習への活用

- ・北雲雀さずきの森緑地において、生物多様性の保全に配慮しながら市民が親しめるまち山としての環境整備推進。

●多様な主体の協働により、みどりを適切に管理する

《基本方針》

宝塚らしいみどりとして、また持続的で健全なみどりとして、みどりの質を高める適切な管理を行います。その際は、地域や設置空間にふさわしい管理により、多様な主体との協働で取り組みます。

《基本施策》 ※関係箇所抜粋

(4)-1.適切な管理の実施

■街路樹等の管理

- ・地域の意見を踏まえた街路樹管理計画の作成と維持管理の推進。
- ・街路樹等により不備が発生している歩道の改修。

(4)-2.協働の仕組みづくり

■情報発信、P R、技術支援の実施

- ・みどりに関わる人の交流の場、学習の場の提供による、知識や技術力の向上。
- ・ボランティア団体の活動情報発信と緑化に関する情報提供の推進。

■組織の構築、育成

- ・市民やボランティア団体の協力を得た持続可能な組織のあり方の構築。
- ・既存ボランティア団体の活動支援と自発的、自主的に提案を行うボランティア団体等の育成。

(4)-3.協働による取組の推進

■市全域での取組

- ・市民や事業者など、多様な主体の協働によるみどりの管理、運営などの活動促進。
- ・誰もが自由に花や木を植え、育て、管理ができる場の提供などの情報発信。
- ・緑化団体との協働による市内緑化の推進。

■公園での取組

- ・公園アドプト制度などの市民ボランティアと行政のパートナーシップによる公園の維持管理の推進。

2. 重点施策

●市民ニーズに応じた魅力ある公園の整備・運営・管理

本市には、地域のニーズに適合せず、あまり利用されていない公園も見られます。様々な主体の協働による整備・運営・管理について考え、利用しやすい公園として、また地域にとって魅力的な場所として利用されるよう重点的に取り組みます。

①都市計画公園・緑地の見直し

②小規模公園の再編・再整理の検討

③公園・緑地の多様な主体による管理運営方針の検討

●街路樹の適正な管理

街路樹は、市民が日常的に目にするみどりであり、真夏には木陰をつくるなど、市民生活にもっとも身近なみどりといえます。しかし、配置や管理が不十分なため魅力的といえない街路景観も見られることから、市民や沿道の事業者など、多様な主体との協働により、街路樹の適正な管理を進めます。

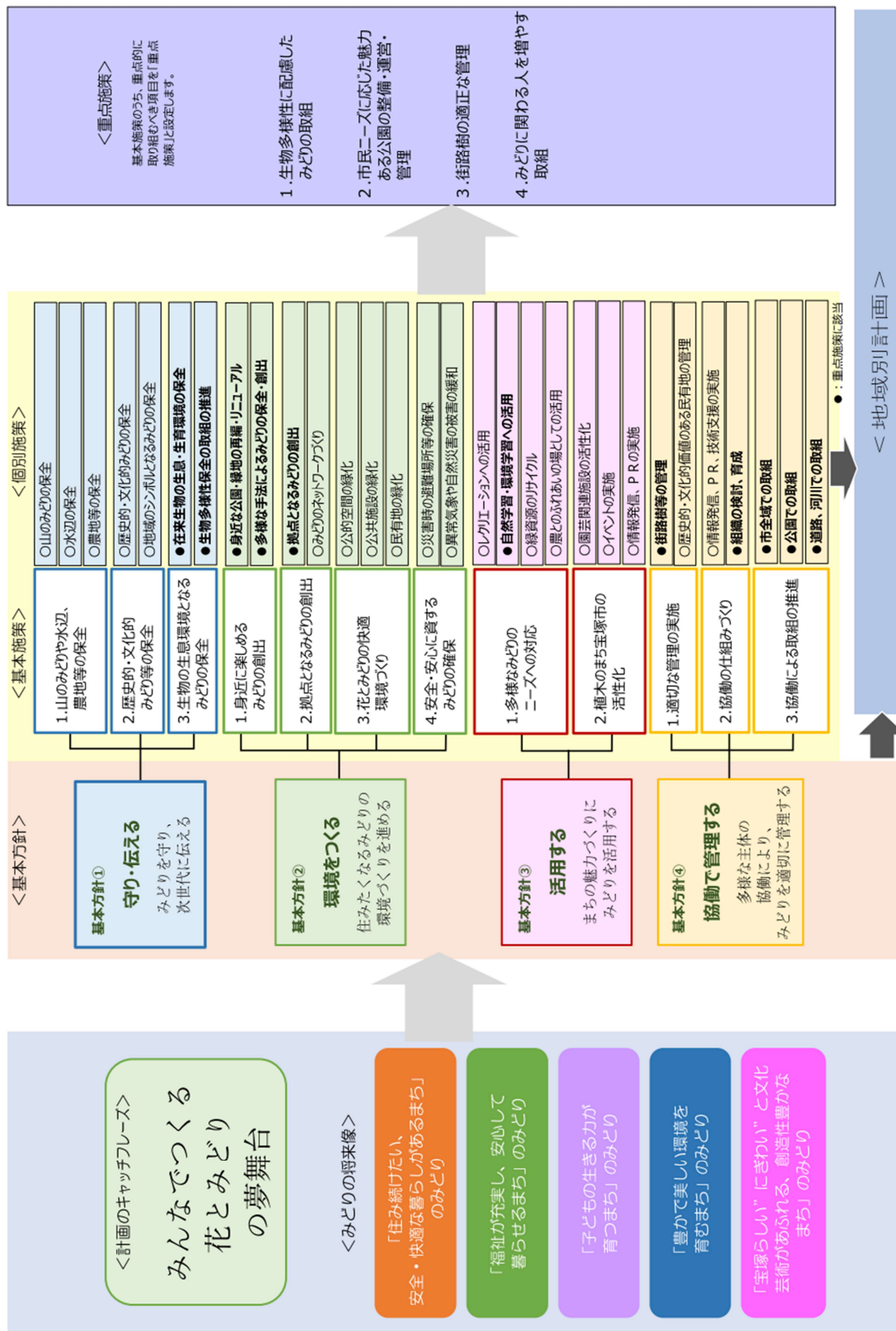
●みどりに関わる人を増やす取組

みどりの将来像の実現に向け、みどりのまちづくりを進めるには様々な主体との連携が求められます。「みどりに関わる人を増やす取組」は、全ての重点施策に係わる、最も重要な施策といえます。

本市はこれまでも、まちづくり協議会や自治会、ボランティア団体、事業者など様々な主体と連携し、みどりのまちづくりを推進してきました。今後は、協働によるみどりのまちづくりの更なる推進のため、効果的な情報提供や、活動に係わる人を広げる取組、多様な世代が参加しやすい仕組みづくりなどを進めていきます。

また、様々な主体と連携協力したみどりのまちづくりを進め、より良いみどりのあり方について検証していきます。

●宝塚市みどりの基本計画（改定版）における計画の体系



2) 公園等の整備・管理及び利用に係る市民意向

(1) 市民意向調査の概要

2024 年 3 月中旬から 4 月中旬にかけ、郵送による市民向けアンケート、団体向けアンケート、学校・保育園を通じたこども及び子育て層向けアンケートを実施し、合計 4,643 名の市民、67 団体から回答をいただきました。

市民意向調査の実施概要

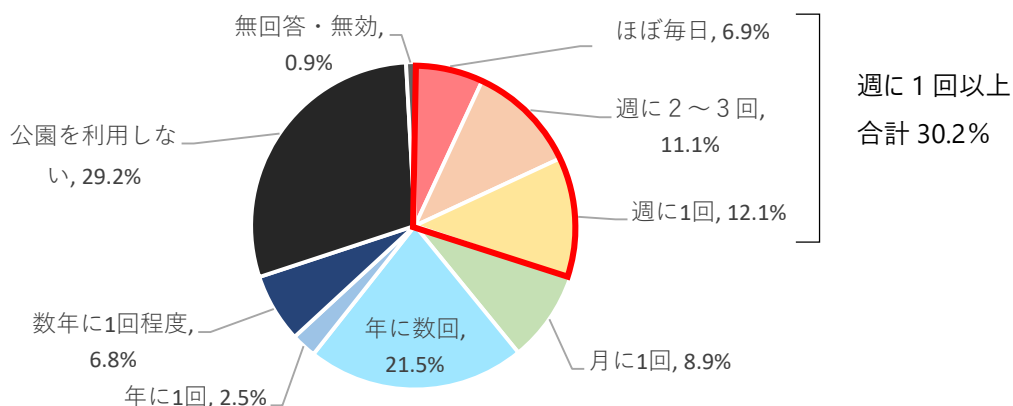
調査方法	概要	調査対象	配布・回収数
市民向けアンケート	公園の利用状況や整備・管理に関する評価、今後の公園のあり方、街路樹の整備・管理に関する評価、市民協働の取組への参加状況等に関する調査票を郵送で配布・回収（一部 Web 回答あり）	15 歳以上（中学生を除く）の市民。公園区別・年齢層別の居住者数をもとに無作為抽出	回収 808 票/配布 2,000 票（回収率 40.4%）
こども・子育て層向けアンケート	公園の利用状況や整備・管理に関する評価、使いたい公園のイメージや使いたい施設に関する調査を Web 形式で実施。調査協力依頼は学校・保育所を通じ実施	市内在校の小学 2 年生・5 年生、中学 2 年生	回収 2,086 票/配布 5,650 票（回収率 36.9%）
		上記児童・生徒の保護者、保育園児・こども園児の保護者	回収 1,749 票/配布 7,163 票（回収率 24.4%）
団体向けアンケート	公園の利活用状況や利活用の内容、今後の利活用の意向に関する調査票を郵送または宝塚市社会福祉協議会の窓口を通じ配布・回収	公園利活用の担い手となることが期待される公園アドプト団体、子育て団体、市民団体、事業者等の地域・市民団体	回収 67 票/配布 140 票※（回収率 47.9%）

(2) 主な回答結果

①市民向けアンケート

1.主に一般的な公園等の利用状況

週に1回以上という比較的高い頻度で公園を利用しているのは、15歳以上の市民（注）のうち約30%の人々で、公園を利用しないという人も同程度存在します。



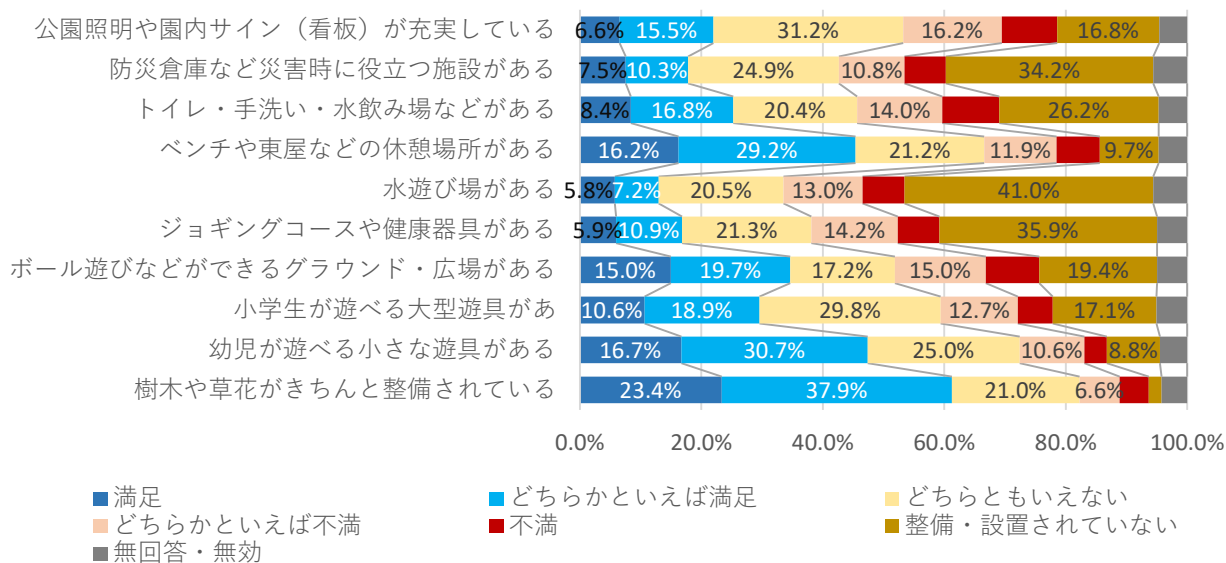
公園の利用頻度（回答者数 808 人）

注：ここで「市民」としているのは、市民向けアンケートの回答者である15歳以上（中学生を除く）の市民を意味します。

2.公園等の整備・管理に関する評価

●整備状況に関する評価

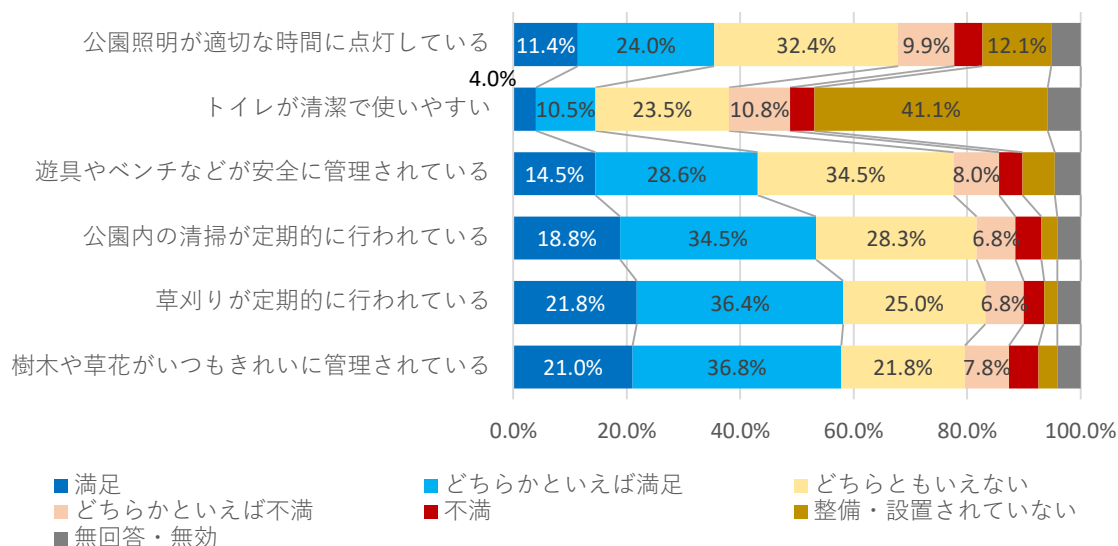
公園の施設の整備状況に関する評価では、「満足」または「どちらかといえば満足」という肯定的な評価をもっている市民が比較的多いのは、樹木や草花、ベンチや東屋などの休憩所、幼児が遊べる小さな遊具の整備状況についてです。一方、そうした肯定的な評価をもっている市民が比較的小さいのは、水遊び場、ジョギングコースや健康器具、防災倉庫など災害時に役立つ施設についてで、お近くの公園に整備・設置されていないという意見も少なくありません。



市民による公園の整備状況に関する評価（回答者数 808 人）

●管理状況に関する評価

公園の管理状況に関する評価では、「満足」または「どちらかといえば満足」という肯定的な評価をもっている市民が比較的多いのは、清掃や草刈、樹木や草花の管理状況についてです。一方、そうした肯定的な評価をもっている市民が比較的少ないのは、トイレの管理状況についてで、お近くの公園に整備・設置されていないという意見も少なくありません。

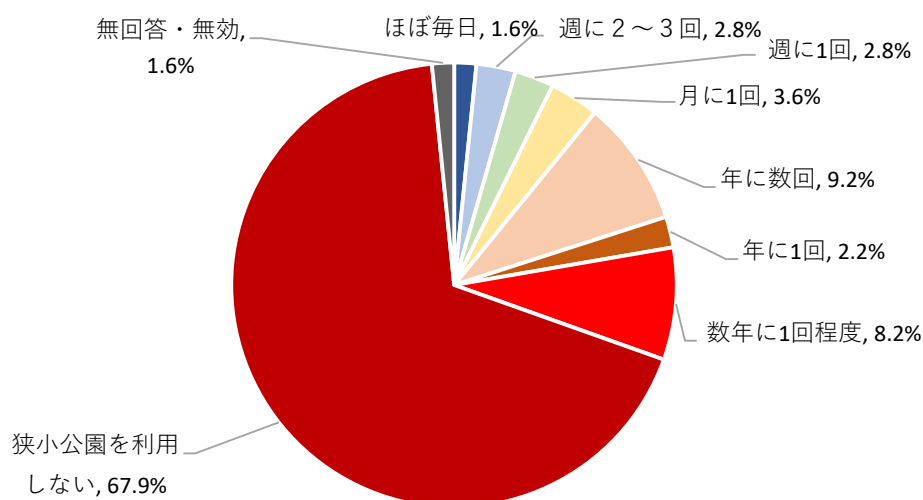


市民による公園の管理状況に関する評価（回答者数 808 人）

3.狭小公園の利用状況と今後のあり方

●狭小公園の利用状況

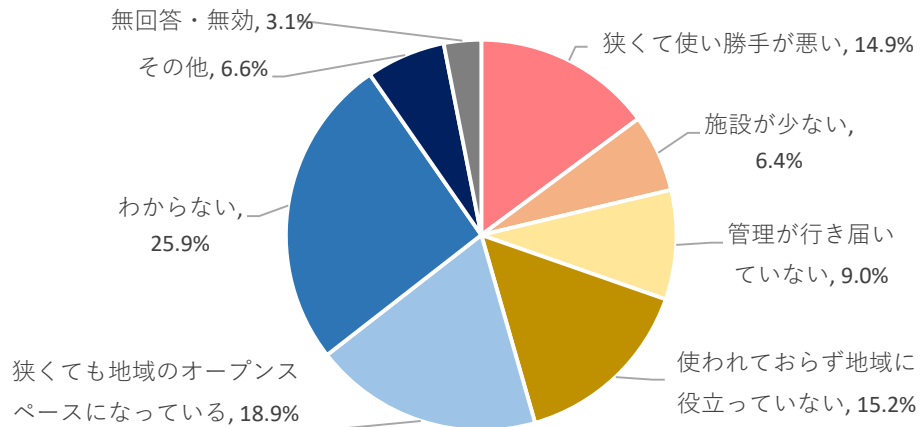
ベンチやスプリング遊具しかないような小規模な公園を「狭小公園」と呼ぶことができます。そうした狭小公園について、市民の約 68%は利用しないと回答しているほか、そのほかの一般的な公園の利用状況と比較し、狭小公園の利用は少ないことが示されています。



市民による狭小公園の利用頻度（回答者数 808 人）

●狭小公園に関する評価

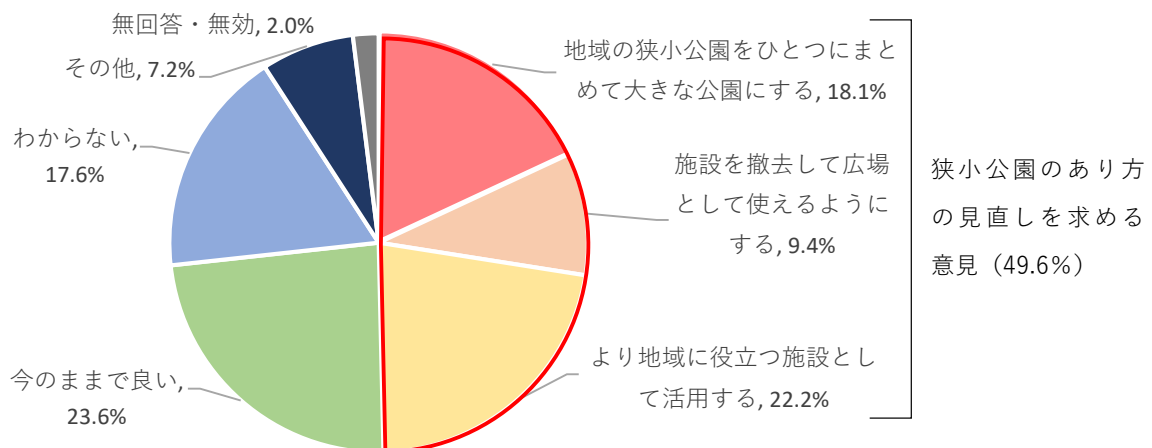
狭小公園について、利用状況を反映し、具体的なイメージがないなど「わからない」という意見が最も多いものの、そのほかには、「狭くて使い勝手が悪い」、「使われておらず地域に役立っていない」というネガティブな評価が多い一方、「狭くても地域のオープンスペースになっている」というその価値を肯定的にとらえる評価も約 18%あります。



市民による狭小公園に関する評価（回答者数 808 人）

●今後の狭小公園のあり方

今後の狭小公園のあり方について、「地域の狭小公園を一つにまとめて大きな公園にする」、「より地域に役立つ施設として利用する」等の狭小公園のあり方の見直しを求める意見が全体の 50%近くにのぼる一方、「今のままで良い」という意見も約 23%あります。



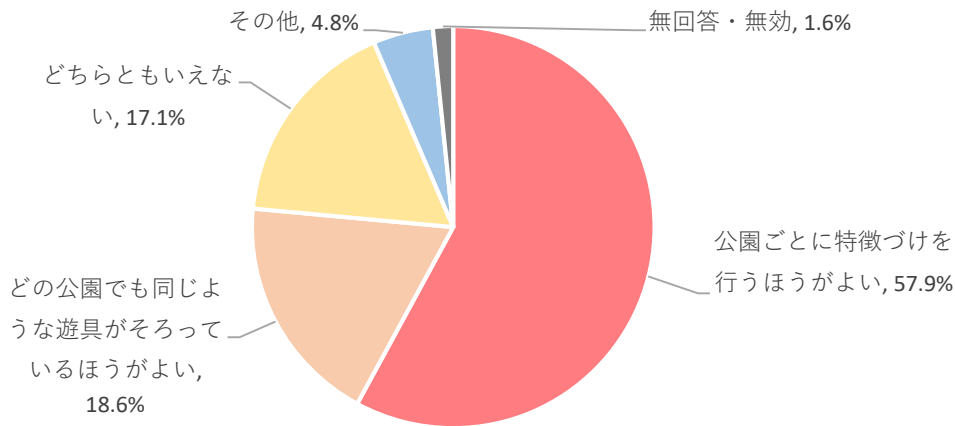
狭小公園のあり方の見直しを求める意見（49.6%）

市民による今後の狭小公園のあり方に関する意見（回答者数 808 人）

4.機能分担や公園利用ローカルルールなど今後の公園のあり方

●公園の特徴づけなどのあり方

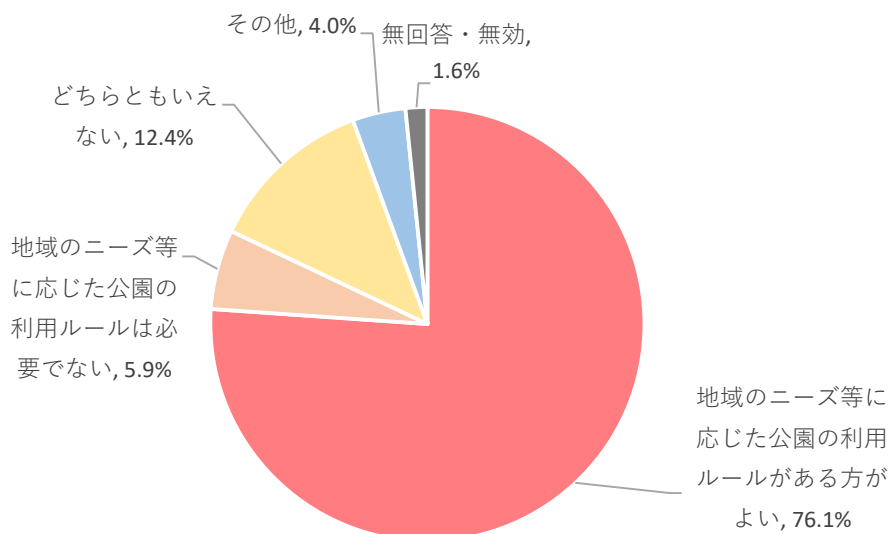
地域や公園の特性に応じ特色ある公園づくりを行うという考え方があります。こうした特色ある公園づくりの取組について、「公園ごとに特徴づけを行う方がよい」という意見が最も多く、約 57%の市民が回答しています。



市民による公園の特徴づけなどのあり方に関する意見（回答者数 808 人）

●地域の公園利用ローカルルール

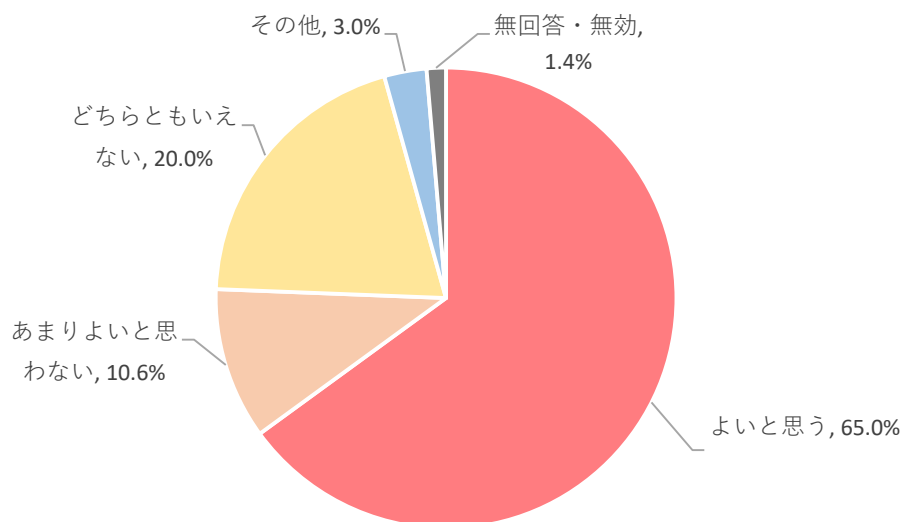
公園の使い方について、全市一律のルール設定ではなく、地域のニーズや課題等に対応した利用ルール「ローカルルール」を定めて柔軟な公園の使い方を展開するという考え方があります。こうしたローカルルールについて、「ある方がよい」という意見が最も多く、約 76%の市民が回答しています。



市民による地域の公園利用ローカルルールに関する意見（回答者数 808 人）

●公園の管理・運営への民間活力の導入

行政だけではできない自由な発想で公園等を積極的に活用していくため、事業者や団体等が公園の整備や管理運営に参加する「民間活力の導入」という考え方があります。こうした民間活力の導入について、「よいと思う」という意見が最も多く、約 65%の市民が回答しています。

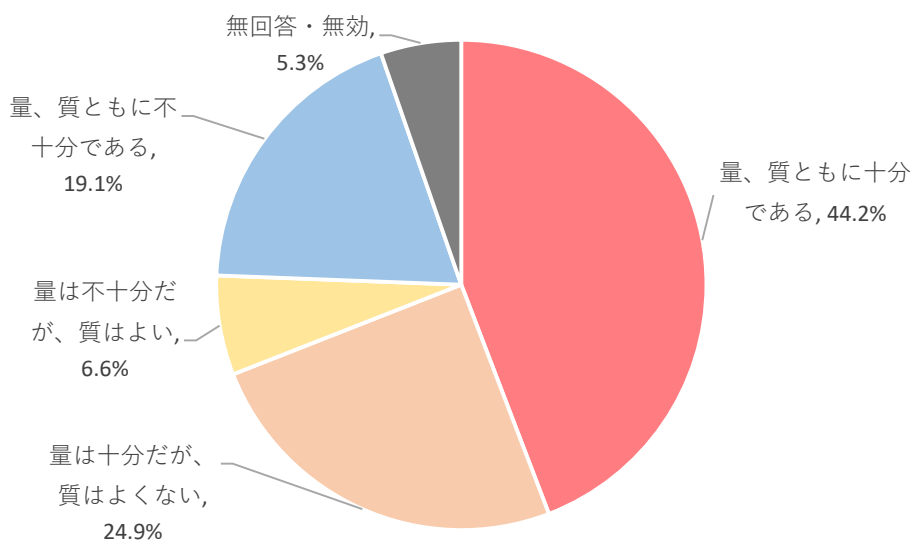


市民による公園の管理運営への民間活力の導入に関する意見（回答者数 808 人）

5.街路樹の整備・管理に関する評価

●街路樹の量と質など全体的な評価

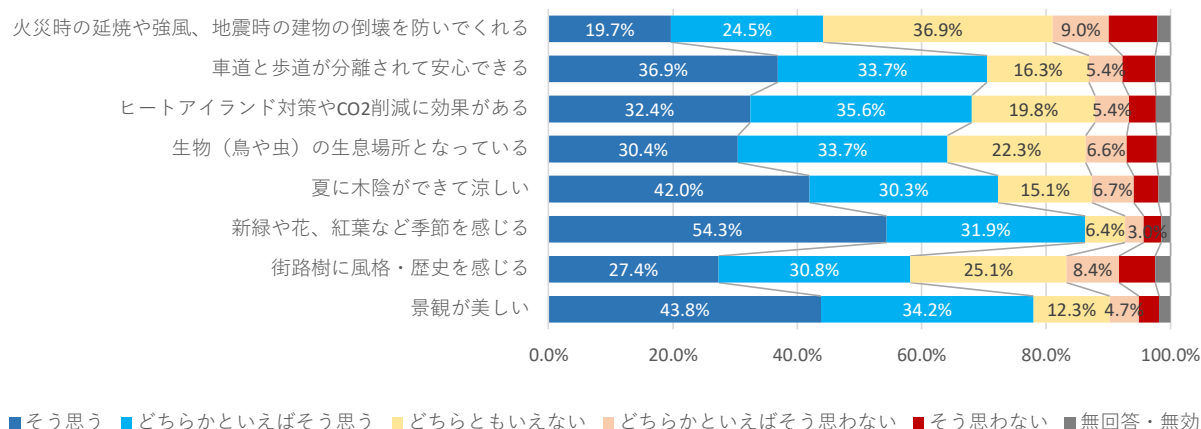
宝塚市内の街路樹の本数、管理状況など量と質についての評価では、「量、質ともに十分である」という意見が最も多く、約 44%の市民が回答しています。



市民による街路樹の量と質に関する評価（回答者数 808 人）

●街路樹の役割や機能に関する評価

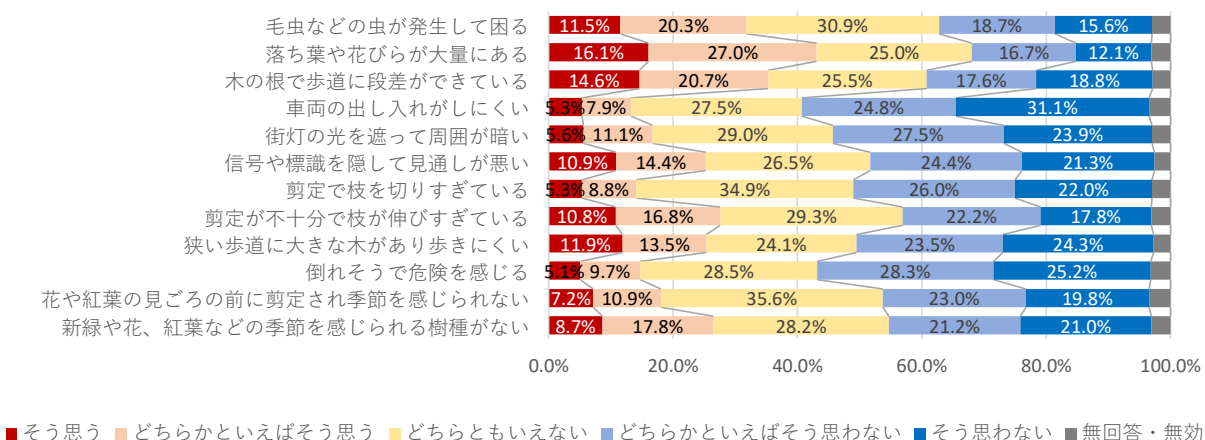
街路樹のもつ多面的な役割や機能に関する印象をたずねたところ、「そう思う」（そうした役割等をもつ）、「どちらかといえばそう思う」という肯定的な意見は、多くの項目で共通して高く、うち「新緑や花など季節を感じる」、「景観が美しい」などでそう感じる市民が多いことが示されます。一方、「火災時の延焼や強風、地震時の建物の倒壊を防いでくれる」の防災上の役割については、肯定的な意見を持つ市民が比較的少なく、「どちらともいえない」という意見が多くなっています。



市民による街路樹の役割や機能に関する評価（回答者数 808 人）

●街路樹の整備・管理上の課題に関する評価

街路樹の整備・管理上の課題についてたずねたところ、「そう思う」（そうした課題等がある）、「どちらかといえばそう思う」という否定的な意見は、「落ち葉や花びらが大量にある」、「木の根で歩道に段差ができていく」、「毛虫などの虫が発生して困る」などでそう感じる市民が多いことが示されます。

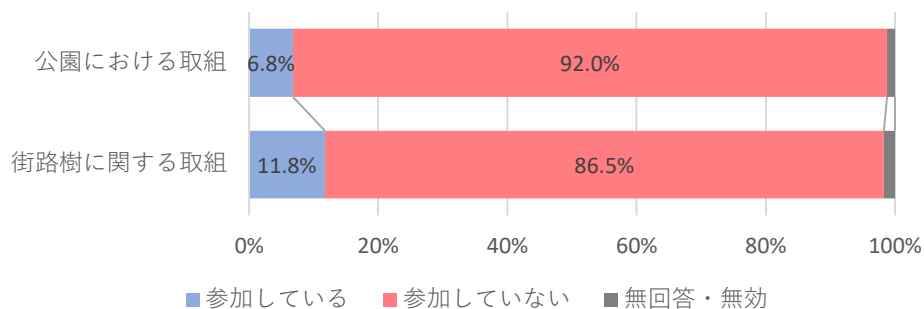


市民による街路樹の整備・管理上の課題に関する評価（回答者数 808 人）

6.市民協働の取組の参加状況と今後の意向

●これまでの公園・街路樹に関する市民協働の取組状況

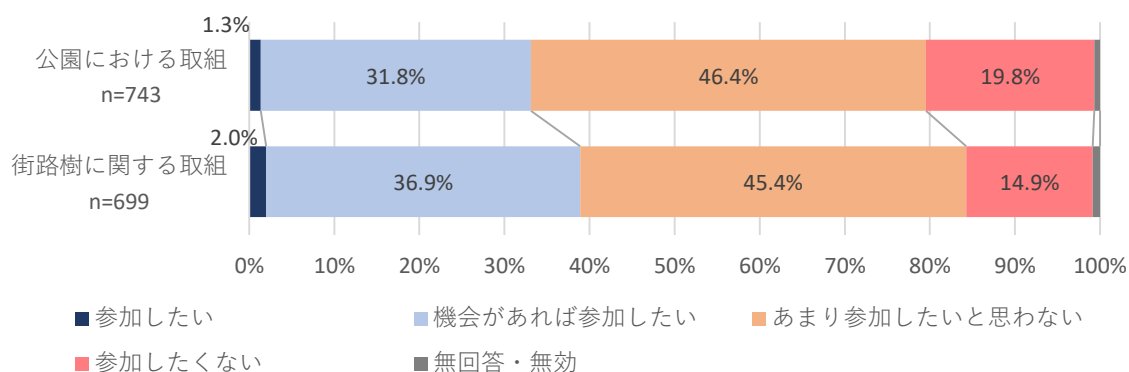
地域の団体や町内会等による公園や街路樹の清掃や除草などの市民協働の取組に関するこれまでの参加状況は、公園における取組、街路樹に関する取組とも「参加していない」という市民が最も多く、参加していないと回答した市民の割合はいずれも 90%前後にのびります。



これまでの市民協働の取組状況の参加状況（回答者数 808 人）

●今後の公園・街路樹に関する市民協働の取組に関する今後の参加意向

これまで公園・街路樹に関する市民協働の取組に参加していない市民を対象に、今後の市民協働の取組への参加意向をたずねたところ、今後も「あまり参加したいと思わない」、「参加したいと思わない」の消極的な意見をもつ市民は、公園における取組では約 67%、街路樹に関する取組では約 61%にのび、市民協働の取組に消極的な意見をもつ市民が少なくない状況が示されています。



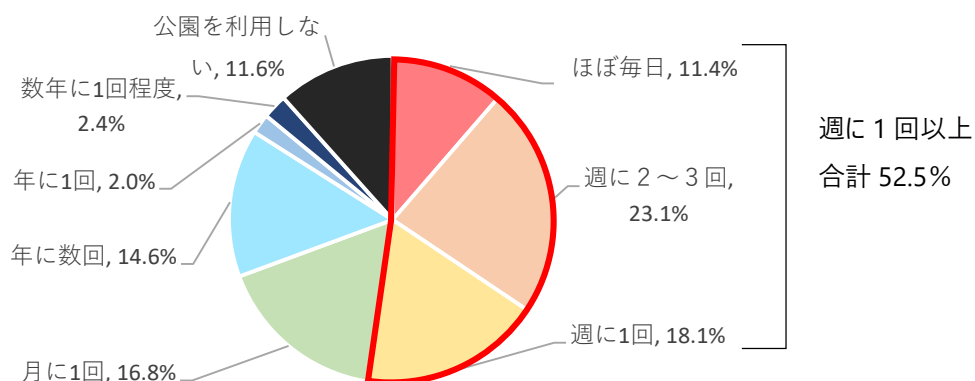
今後の公園・街路樹に関する市民協働の取組への参加意向

②こども向けアンケート

1.主に一般的な公園等の利用状況

●一般的な公園の利用頻度

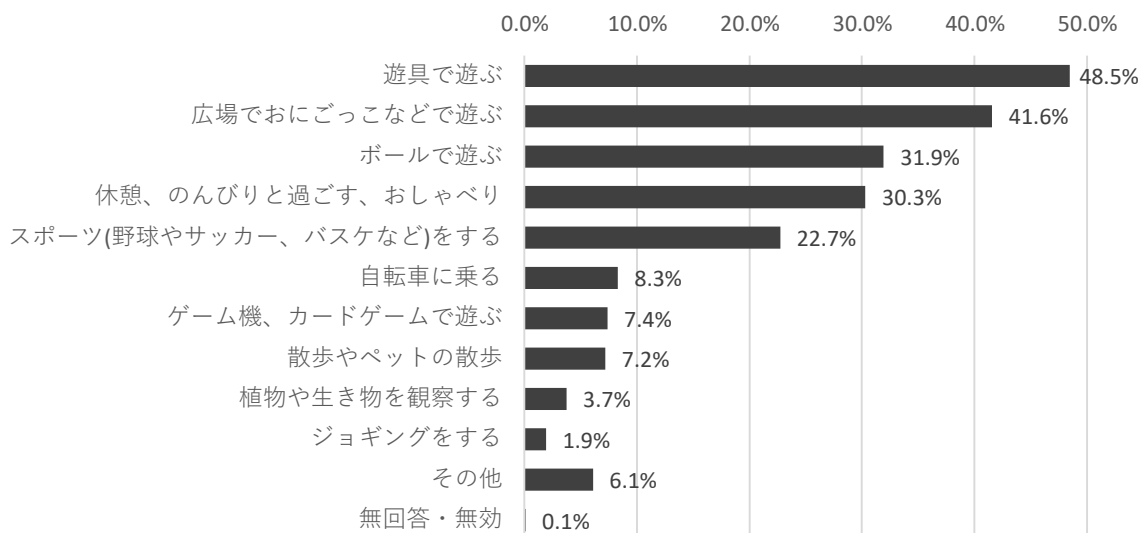
週に1回以上という比較的高い頻度で公園を利用しているのは、こどもの約52%にのぼり、こどもの多くが日常的に公園を利用しています。



公園の利用頻度（回答者数 2,086 人）

●公園の主な利用内容（複数回答）

「遊具で遊ぶ」、「広場でおにごっこなどで遊ぶ」、「ボールで遊ぶ」などの遊びと、「休憩、のんびり過ごす、おしゃべり」、「スポーツをする」がそのほかの内容と比べ回答割合が高く、主な利用内容となっています。

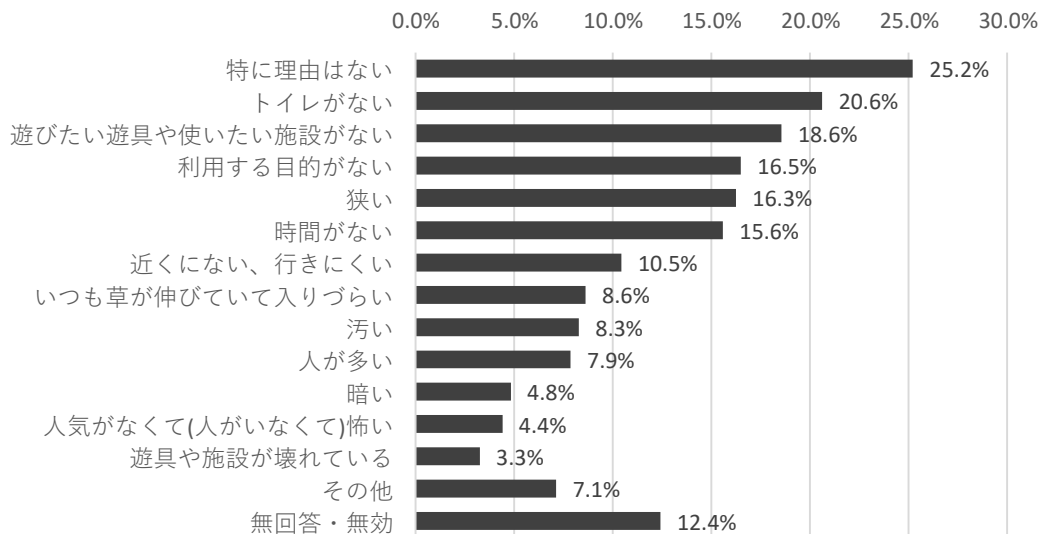


公園の主な利用内容（回答者数 2,086 人）

2. 近くの公園を使いにくい理由

● 近くの公園を使いにくい理由（複数回答）

「特に理由はない」が最も多く、それを除いた、具体的な理由として、「トイレがない」、「遊びたい遊具や使いたい施設がない」、「狭い」などが多くなっています。

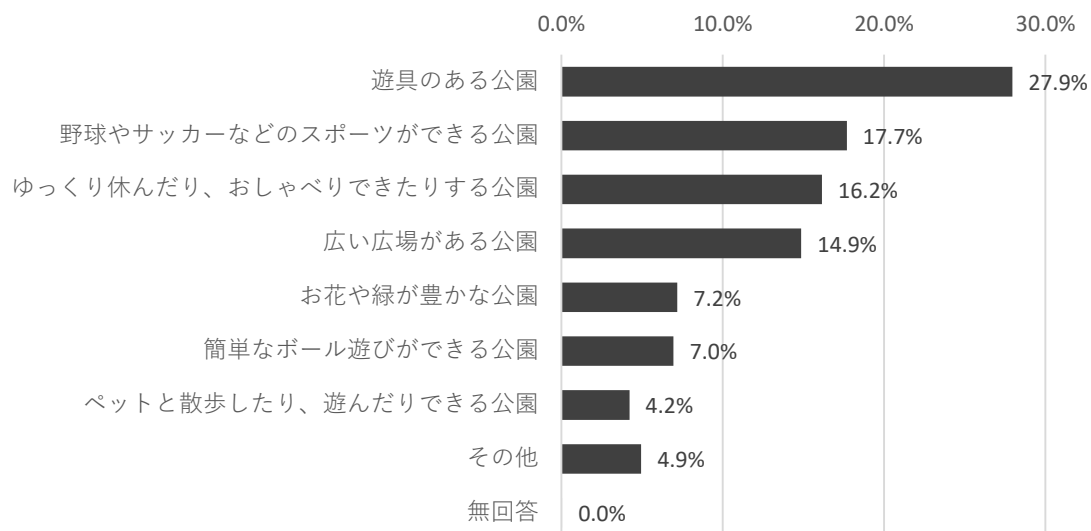


近くの公園を使いにくい理由（回答者数 2,086 人）

3. 望ましい公園像や施設

● 望ましい公園像

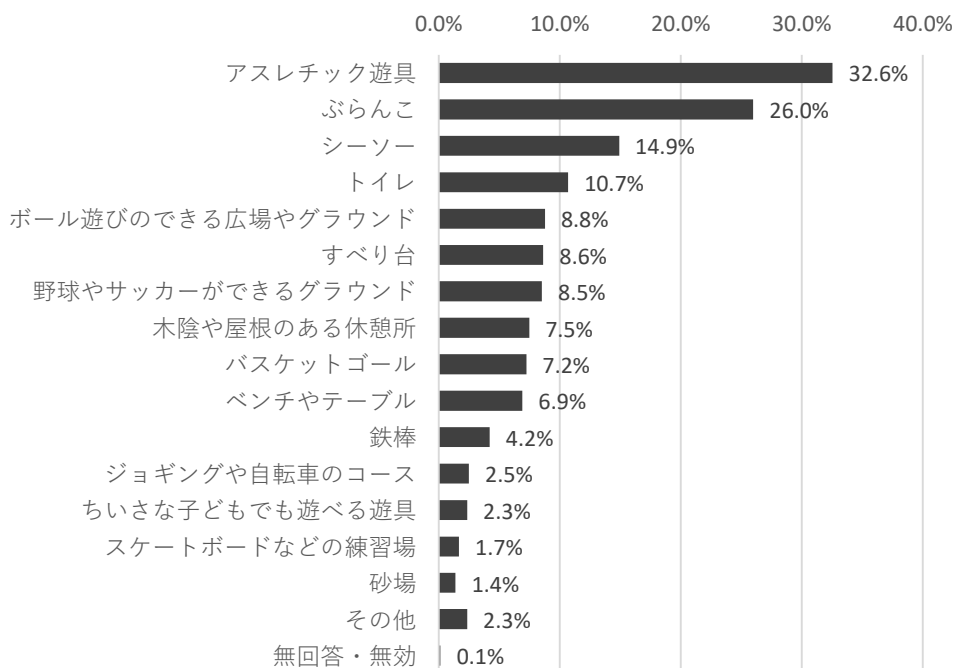
「遊具のある公園」が突出して多く、次いで「野球やサッカーなどのスポーツができる公園」、「ゆっくり休んだり、おしゃべりできたりする公園」、「広い広場がある公園」などが多い状況です。



望ましい公園像（回答者数 2,086 人）

●望ましい施設

「アスレチック遊具」が最も多く、次いで「ぶらんこ」、「シーソー」という遊具が続く。そのほかでは、「トイレ」と「グラウンド」が多くなっています。

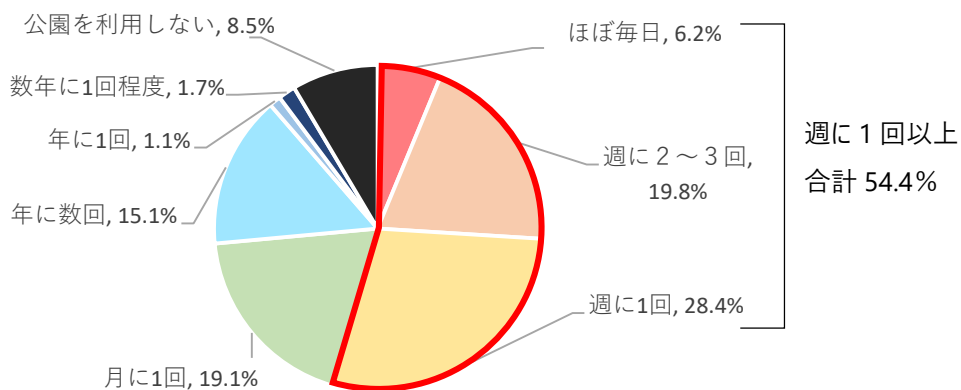


望ましい施設（回答者数 2,086 人）

③子育て層向けアンケート

1.主に一般的な公園等の利用状況

週に 1 回以上という比較的高い頻度で公園を利用しているのは、子育て層の約 54%のほり、日常的に多くの方が公園を利用しています。

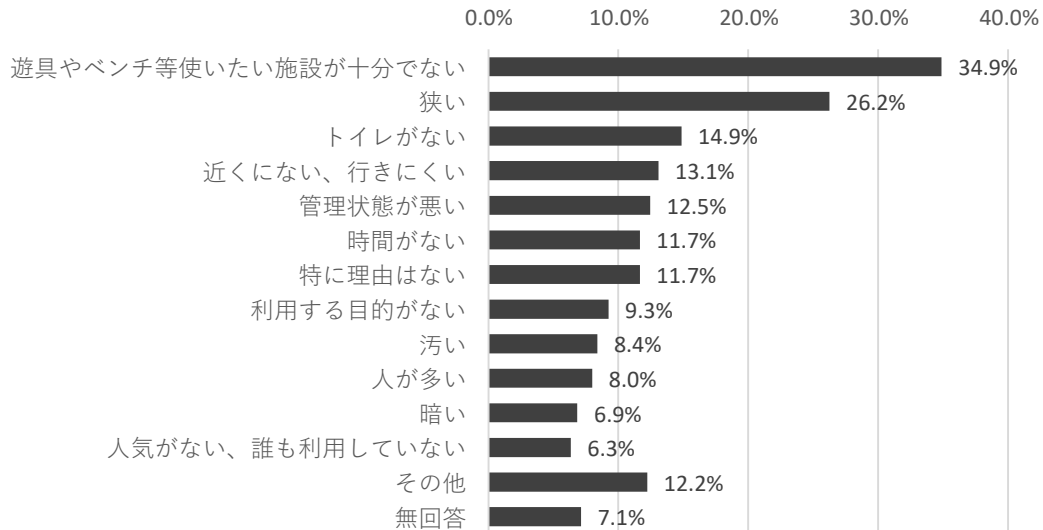


公園の利用頻度（回答者数 1,749 人）

2.近くの公園を使いにくい理由や気になること

●近くの公園を使いにくい理由（複数回答）

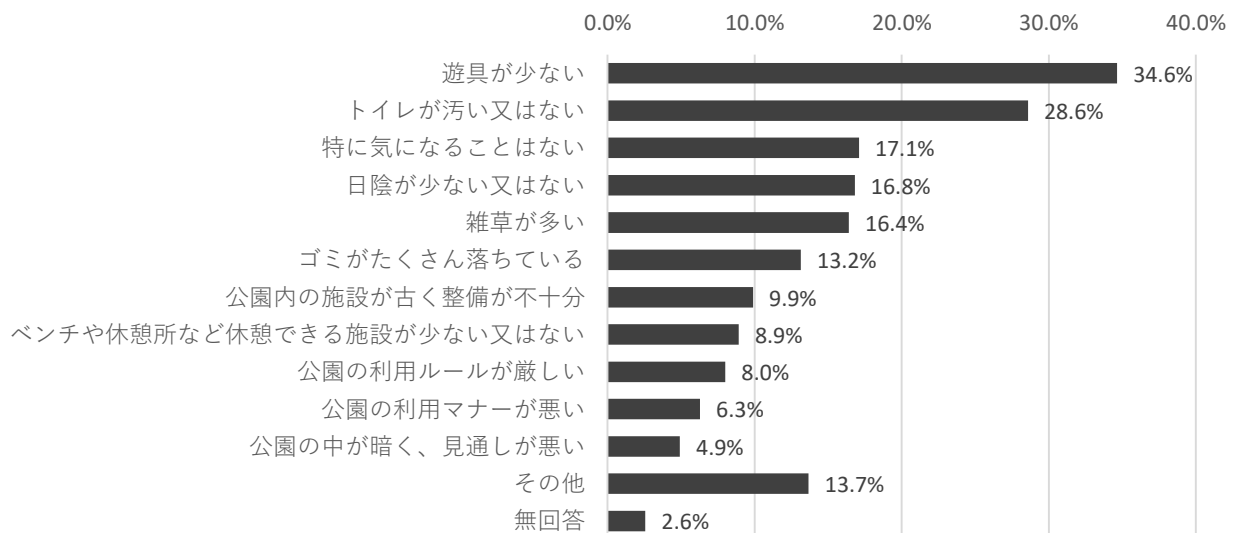
「遊具やベンチ等使いたい施設が十分でない」が最も多く、次いで「狭い」、「トイレがない」と続き。「管理状態が悪い」（回答割合 12.5%）という理由も少なくありません。



近くの公園を使いにくい理由（回答者数 1,749 人）

●気になること（複数回答）

「遊具が少ない」や「トイレが汚い又ははない」が多いほか、具体的な留意点としては、「日陰が少ない又ははない」、「雑草が多い」、「ゴミがたくさん落ちている」等の指摘が比較的多くなっています。

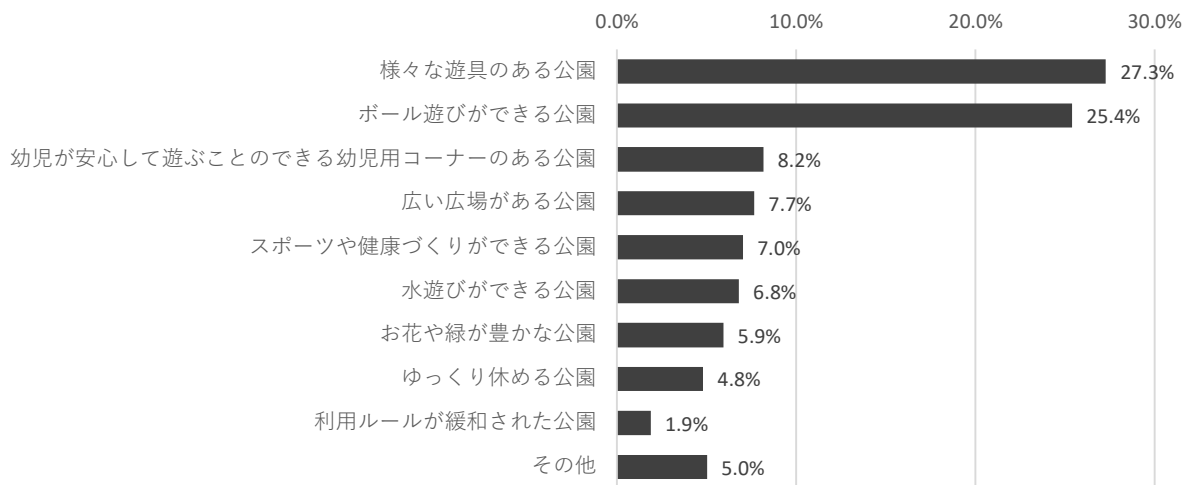


気になること（回答者数 1,749 人）

3.望ましい公園像や施設

●望ましい公園像

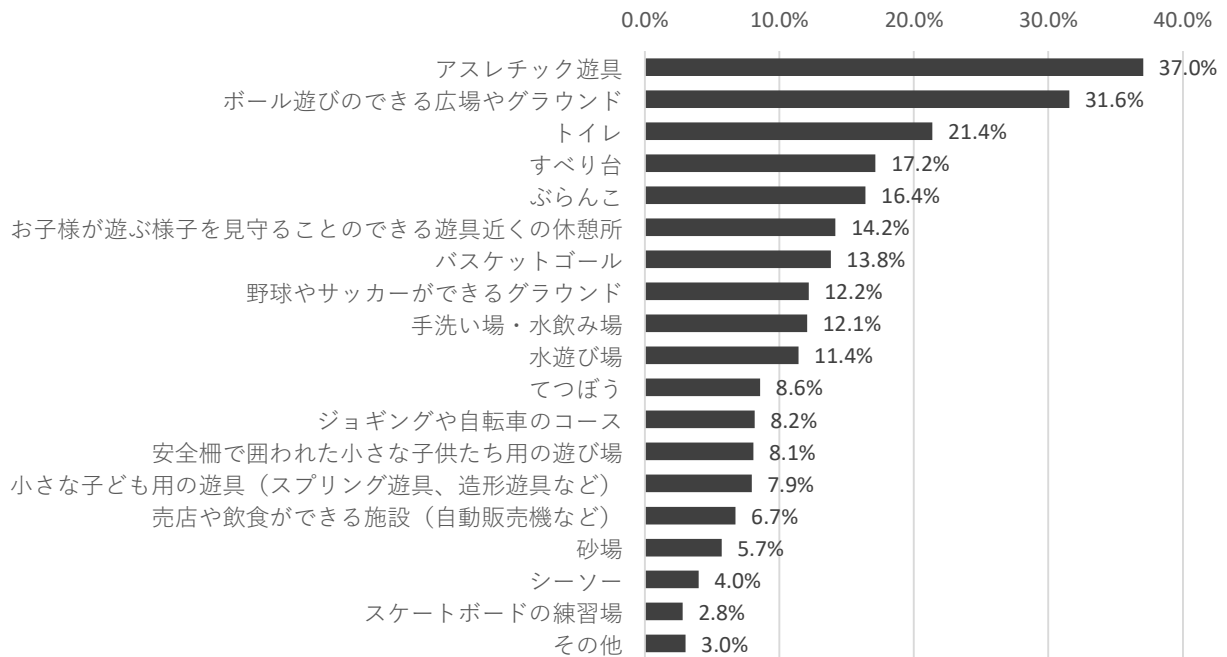
「様々な遊具がある公園」と「ボール遊びができる公園」が突出して多くなっています。



望ましい公園像（回答者数 1,749 人）

●望ましい施設

こどもの回答と同様、「アスレチック遊具」が最も多く、それに次ぐ「ボール遊びのできる広場やグラウンド」、が突出して多い。そのほか「トイレ」、「すべり台」、「ぶらんこ」が比較的多くなっています。

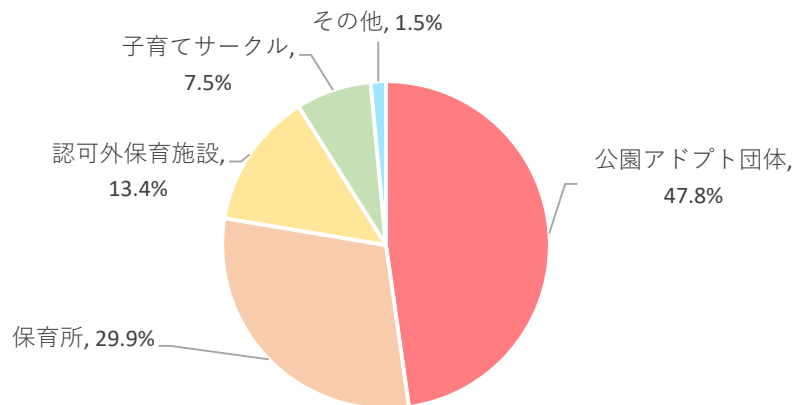


望ましい遊具（回答者数 1,749 人）

④団体向けアンケート

<回答団体の属性>

回答いただいた団体は、公園アドプト団体が 47%と最も多く、次いで保育所 29%、認可外保育施設 13%、子育てサークル 7%、その他 1.5%と続いています。

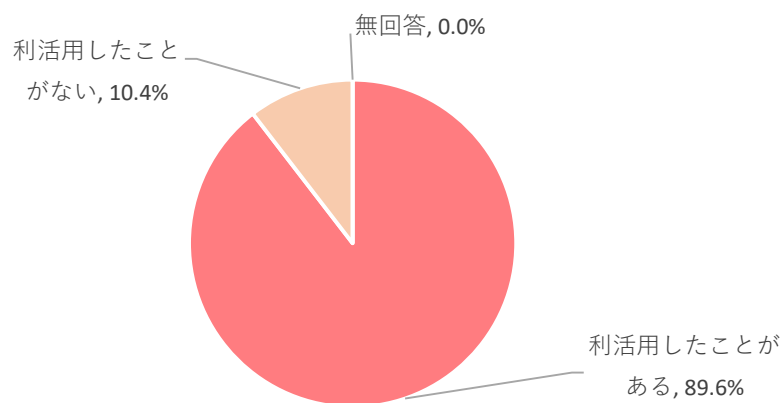


団体の属性（回答団体数 67 団体）

1.公園の利活用状況

●公園の利活用の有無

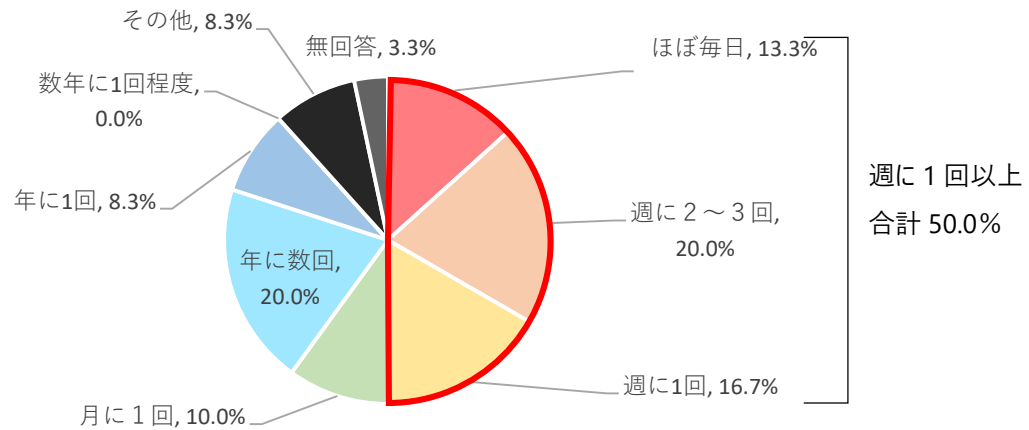
調査対象が、市内における事前調査において公園利活用の実績があるまたは見込みがある団体を対象としたこともあり、「利活用したことがある」団体が 89%にのびります。



公園の利活用の有無（回答団体数 67 団体）

●利活用の頻度（※「利活用したことがある」団体を対象）

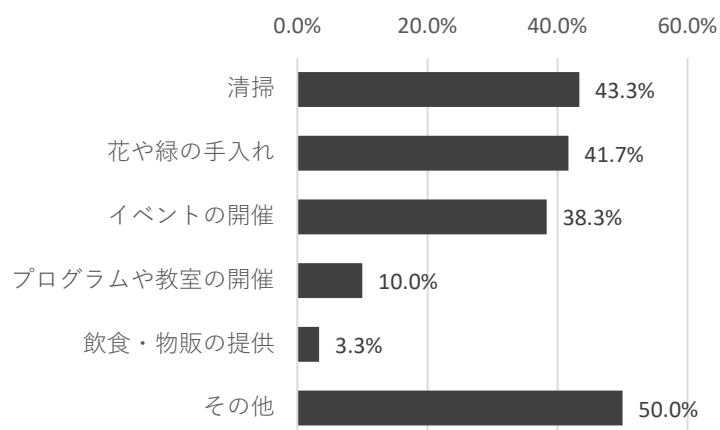
公園を利活用したことがある団体では、利活用の頻度が週に1回以上など日常的であるものが50%と多くなっています。



利活用の頻度（回答団体数 60 団体）

●利活用の頻度（※「利活用したことがある」団体を対象）

利活用の内容は、清掃、花や緑の手入れ、イベントの開催が多く、いずれも利活用したことがある団体の40%前後になります。なお、その他の回答も多く、具体的には、保育所等の団体によるこどもの外遊びとしての公園利用がその多くを占めています。

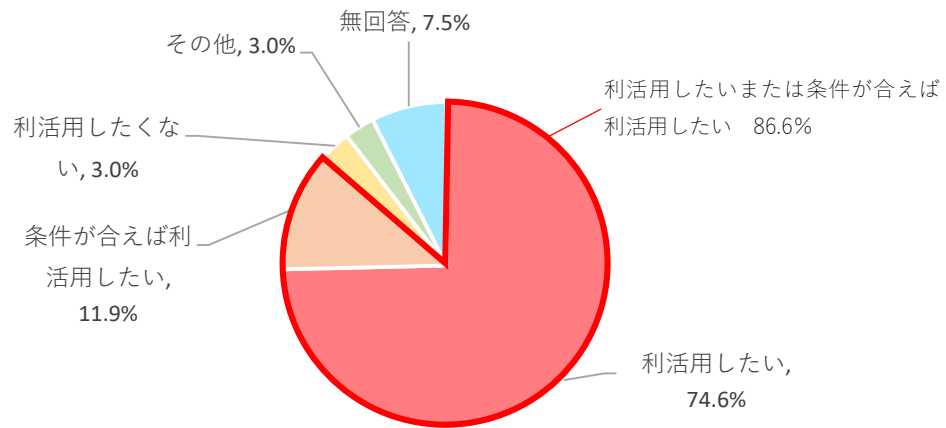


利活用の内容（回答団体数 60 団体）

2. 今後の利活用意向

● 今後の利活用意向

今後の公園利活用に肯定的な意向（利活用したいまたは条件が合えば利活用したい）をもつ団体は 86% です。



今後の利活用意向（回答団体数 67 団体）

● 利活用の条件

利活用の条件としては、「管理水準の向上」、「施設の充実」、「利用ルール・条件の緩和」などが示されています。

《管理水準の向上》

- ・ 安全性の向上やみどりや景観の向上、きれいな公園管理、防犯性の向上、住民の協力による管理など

《施設の充実》

- ・ 遊具、砂場、健康遊具、ベンチ等休憩施設、照明、水道、清潔なトイレ、おむつ替えや授乳スペース、作業用電源、駐車場、防災施設など

《利用ルール・条件の緩和》

- ・ 火気の使用、早朝での利活用、飲食の解放（飲食販売）、自治会が利用しやすい条件であることなど

● 今後の利活用の内容

園庭の代わりや散歩、遠足、運動会など保育の一環での利活用や、住民参加の行事やイベント、花やみどりの維持管理などのボランティア活動の場として、憩いの場などが示されています。